

古史傳

第六十段

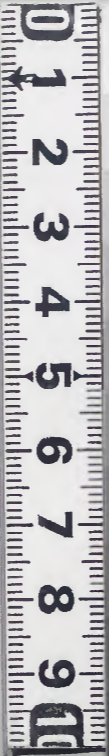
十三

歴正和第三号

			田	和
			二	書
			五	門
			一	
			八	
			一	
			一	
			四	
			冊	
			架	
			函	
			號	
			類	

			內	和
			閣	書
			文	
			庫	
			四	
			二	
			五	
			一	
			八	
			冊	
			一	
			四	
			函	
			一	
			六	
			架	

內閣文庫	
番號	和 42518
冊數	40 (16)
函號	140 185



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

© Kodak, 2007 TM: Kodak



言其...

...

...

...

...

故其天兒屋根命者

...

...

...

...

...

...



十六

古史傳十三出卷

神代中五出卷

平篤胤謹撰

男 鐵胤
孫 延胤

續攷

故其天兒屋根命者

亦名八意

云天兒屋命亦云天天津兒屋根

命亦名太詔戸命亦名櫛真智

命亦云櫛真命亦名大能

智命亦云天大能豆神亦名

古史傳十三

代命。出辭。津速產靈神。出。

子。武乳速命。是添縣。亦子天相。

命。亦名市。出子。興台產靈神。

己。己登魂。命。亦。娶玉主命。亦云。

門別安。國。出女。許登能麻遲比。

賣命而所生出子。中臣連藤原

朝臣。大中臣朝臣。津島直壹岐

直。四國出。卜部等。出祖也。

天兒屋根命。八意思兼神。同神ある由也。既小云子ゆ。第五
段の徵傳。まよ此段の徵。第百。御名此義。思兼神と同神
三十二段の徵傳。見るべし。係小依て思ふよ。兒屋を八意を反さほふ稱せ係ふて心
彌あるはし。兒屋を字小就て釈る舊説也。云小も足らば
師説。此神太詔戸白して。大御神を招奉り

給ひし故子。招祖てふ名を負て。招の乎を畧き。伎於を切
免て古といふ。祖を玉祖と同意あり。と有まど信がとし
其はまね師説ふ。疑を許呂とも云ふ。疑の義あるが自
と許く呂を。許呂許呂ふて。疑くあむと有る如く。此師説
天皇卷の御下此呂理を。活辭の加まるあまむ。許此みぞ
本語を依を。二ね重祓て。許くと云ふ。呂此加とりふて。疑
と同言よぞ有る。其在太刀の中心をナカゴと云うて
疑敷山乎あど許碁の二言ふも用ゑれど。疑木敷己疑
敷あど許の一言よ多く用ゑるを見ても知るべし。故
神代紀ふ。田心姫と見え。頻を万葉ふレコリやも云る例
あり。万葉二十よ。妹之心多。以母加去い里とも有る。まど姓
彦屋主田心命とあり。建己呂命を建疑命とも作き。和名
抄よ。疑海藻を心太とも云へり。此も師説の如く疑意の

名あり。まど古今集。信友も同趣ふ考へて。古事記高津宮
段の御歌ふ。伎毛牟加布許く袁陀邇。とある許くと心
て。心をあまの意れ。記傳よ。許くの下よ。呂字を補へて
る説あまど中。許く呂此許を。もと。人此己身ふ就とる方
中ふ己ろし。許く呂此許を。もと。人此己身ふ就とる方
ふ多く云言れ。其例を言は。言事殊媚好戀對聲あど
此許みれ同じ。熟味ひ曉べし。言を心音事を心跡。殊を心
を心を活らせて云。對色を思ひ得。或。篤胤。然まば兒屋。
云。對を心堪。色は己もいまど思ひ得。或。然まば兒屋。
八意ともふ。御意の思兼此彌足ませる由あり。聖徳太子
を。八耳を称せしも。弥耳の義よて。御耳聴く弥足ひて。聞
分ち給ふ由あり。故亦。名を豊聰耳とも称せるを思へし。
と云ふ。万葉十三卷。物部乃八十乃心乎天地二念足

橋とある意はへあす。まど式よ。越中、因新川郡ふ。八心大
とる発語ふて、八心大と云。市比古神社と云あり。此を大よ係
意あ依をも思ひ合はべし。ちて根を稱名ふて。例殊ふ多
し。兒屋命とも申はる。根は稱名あ依故よ。畧死ても云ふ
ぬゆ。師説よ。稱名を畧ても云、る例これうま有を思ふよ。
根字あきをば古夜と訓べきうとも思へど、屋字夜
泥と云こと、今の俗語此みあらは、万葉四卷あぜよも有
れど、あ不古夜泥と訓べしと有れど、あ不古夜と訓
べし。ちて天津と云を。天之と云ふ異なる義あし。○太詔戸
命。櫛眞智命を申を。兒屋根命此亦名と定ぬるまとは。神
名式ふ。左京、二條坐神社二座。並月次相嘗新嘗 大詔戸命神。久慈
眞智命神とある御社を。其頭註ふ。天兒屋命也と云り。此
を大詔戸。櫛眞智二名残あ死て云るよて。此を古傳の遺

れるふ據て云る。正説と通えぬ也。一神を二座と為て祭
二座。月詠命。荒御魂。神まど豊石 其はま於太詔戸命と申
間戸。櫛石間戸神社あど猶あり。まる例を伊勢月詠宮
はあとも上ふ見とる如く。石屋戸前ふて。麗美く太祝詞
白して。大御神を招奉ち。功業を始て。かの解除此太諄
辭を宣て。祓竟給ひ。はと皇美麻命御天降此後ふ。彼天忍
石、水を術告出し給する。此事第四百四十三段 あどを思ふ
ふ。神事ふを。必祝詞白して仕奉り給へり。と聞ゆまむ。太
詔戸命と云御名を負せ奉るむ。石屋戸隱の招事ふ。関り
時の功よたりて。稱とるが多れまむ。此名も其時の功業
ふとまむ。更名ともあはれまむ。猶繼くよ。其職を奉仕
とるひ。其裔よ。傳とるへるを思へむ。其主。斯て其裔の
給へる職の功しきふて。稱とりと聞ゆ。

中臣氏此神事仕奉として祝詞白ひを主とある職とせ
る。と。此因縁ふと依事あり。そはまは神祇令ふ。諸祭神
祇官中臣宣祝詞とあり。此の義解ふ。宣布也。祝者賛辞也。
祝詞也。とあるを混ハしき解ごまあり。此を式月次祭祝
詞。天照坐皇大神乃大前。爾申進。雷天津祝詞乃大祝詞。
乎。神主部物忌等諸聞食止。宣天皇我御命。爾坐云くと見
え。か。く。趣。申。ひ。祝。詞。あ。不。有。て。其。を。即。今。神。前。ふ。申。ひ。
祝。詞。を。参。集。れ。る。云。く。此。人。等。も。聞。べ。き。由。を。申。詞。あり。然
る。我。宣。聞。百。官。故。曰。宣。祝。詞。と。ある。を。何。ぞ。や。令。本。文。よ。宣
祝。詞。と。ある。を。字。の。如。く。祝。詞。を。宣。る。由。あり。大。祓。詞。ふ。大
中。臣。天。津。詔。詞。乃。大。祝。詞。事。乎。宣。礼。あ。ど。ある。義。あ。り。然。る
を。集。解。ふ。中。臣。宣。祝。詞。者。時。行。事。宣。参。集。之。社。く。祝。部。等。也。
但。依。文。宣。百。官。可。云。耳。と。云。へ。る。を。祝。詞。ハ。神。ふ。對。ひ。て。申
言。ある。事。を。も。已。ま。れ。て。義。解。の。文。此。混。む。し。き。天。智。天。皇
ふ。ひ。ぐ。と。り。杜。撰。言。よ。て。論。ふ。も。足。ら。び。く。し。き。天。智。天。皇
紀。よ。九。年。三。月。於。山。御。井。傍。敷。諸。神。座。而。班。幣。帛。中。臣。金。連

宣祝詞と見え。同十年正月の下ふも中臣金連命宣神事
寿祠のとくひ。持統天皇紀。即位の時。ま。と。大。嘗。時。此。條
とぞ思むる。ふ。中。臣。朝。臣。大。嶋。讀。天。神。壽。詞。と。何。依。を。當。時。と。ゆ。も。猶。上
代の古式と聞えて。上。お。説。る。が。如。し。神。祇。令。ふ。凡。踐。祚。之
日。中。臣。奏。天。神。之。壽。詞。ま。と。延。喜。式。よ。も。踐。祚。大。嘗。祭。の。條
を。有。て。御。代。の。繼。く。中。臣。此。職。と。して。如。此。壽。詞。奏。して。奉
仕。る。も。主。と。天。皇。命。を。壽。苑。申。ひ。事。あ。が。ら。神。事。ふ。も。關。り
て。神。お。祝。詞。申。も。同。意。む。子。外。ゆ。神。功。皇。后。紀。よ。皇。后。選。吉
弑。内。宿。祢。令。撫。琴。喚。中。臣。鳥。賊。津。使。主。為。審。神。者。云。く。而。講
曰。云。く。と。ある。も。皇。后。の。神。乃。御。心。を。問。と。ま。ふ。よ。依。て。神
の。降。也。來。坐。て。誨。と。る。を。申。事。を。御。中。執。て。講。曰。延。喜。祝。詞
せる。あ。ま。む。この。時。も。祝。詞。申。せ。る。こと。知。べ。し。延。喜。祝。詞

式ふ。凡、祭祀祝詞者。御殿、御門等、祭、齋部氏祝詞。以外、諸祭、中臣氏祝詞と見え。今云、古語拾遺、神武天皇段、天、富、命、ありて、二祭の祝詞とも、別卷、ふ在、と、し、を、記、し、儀、式、も、其、儀、見、と、り、ち、て、此、二、祭、に、限、り、て、齋、部、氏、の、祝、詞、白、ひ、こと、を、拾、遺、の、此、に、引、る、文、の、前、文、を、考、る、に、殿、造、お、ど、の、事、ハ、全、天、富、命、に、掌、と、る、状、お、れ、む、其、祭、を、も、去、後、て、主、を、お、後、ま、で、も、例、と、為、お、れ、む、加、茂、翁、説、ふ、御、門、神、と、大、宮、賣、神、と、は、太、王、命、の、子、に、お、坐、り、故、に、此、二、祭、を、太、王、命、の、裔、お、る、齋、部、氏、に、主、り、て、祝、詞、申、お、り、と、云、ま、お、れ、ど、御、門、神、を、太、王、命、の、子、と、為、と、る、に、拾、遺、の、誤、お、る、こ、を、お、上、第、五、十、七、段、お、辨、と、依、如、く、は、と、凡、四、時、諸、祭、不、云、祝、詞、お、れ、む、其、由、に、お、非、ざ、る、お、り、は、と、凡、四、時、諸、祭、不、云、祝、詞、者、神、部、皆、依、常、例、宣、之、と、お、る、に、四、時、諸、祭、の、中、に、神、部、の、申、ひ、お、る、き、祝、詞、文、を、此、式、に、云、ま、お、る、に、常、申、お、れ、と、依、例、の、依、お、宣、れ、と、云、義、お、り、也。

神部とて職員令神祇官の雑任お神部三十人とある

是、お、り、加、茂、翁、説、ふ、こ、を、神、部、に、中、の、中、臣、氏、は、と、大、祓、詞、人、を、取、て、預、ら、お、む、る、お、る、に、と、云、れ、と、也。

お、大、中、臣、天、津、祝、詞、乃、太、祝、詞、乎、宣、禮、を、見、え。

大祓、詞、後、祝、六月、晦、日、大、祓、云、く、上、部、祝、詞、事、見、儀、式、と、ある、上、部、を、決、定、て、中、臣、と、有、お、る、を、後、人、思、ふ、に、あり、て、私、に、上、部、と、改、免、書、と、る、に、お、太、じ、き、そ、ら、事、あり、事、見、儀、式、と、お、る、に、儀、式、も、中、臣、読、と、こ、を、見、え、と、ま、其、外、神、祇、令、も、何、お、も、見、え、て、中、臣、の、読、お、と、を、混、ひ、も、お、し、此、を、上、部、の、読、と、云、こ、と、更、お、あ、し、を、云、ま、お、れ、ど、儀、式、引、道、に、到、祓、所、云、く、中、臣、供、祓、の、日、に、儀、を、記、さ、れ、お、る、に、引、道、に、到、祓、所、云、く、中、臣、供、麻、宮、主、読、祓、詞、と、見、え、此、外、の、書、ど、も、お、も、宮、主、の、祓、詞、を、讀、こ、と、見、え、と、ま、お、大、祓、こ、そ、何、お、も、宮、主、の、祓、詞、を、詞、を、お、申、せ、し、お、り、康、安、の、頃、上、部、兼、豐、宿、祓、此、時、に、お、其、祓、宮、主、祓、事、口、傳、抄、に、大、祓、此、時、に、條、お、次、讀、詔、戸、退、出、と、お、る、に、下、に、大、祓、詞、を、記、さ、お、り、此、れ、を、宮、主、に、祓、詞、を、申、せ、依、お、り、其、外、大、嘗、會、新、嘗、祭、お、神、膳、供、進、の、後、撤、さ、る、に、前、お、宮、主、詔、戸、を、申、例、を、記、さ、お、る、に、後、お、中、臣、祓、職、の、宮、主、の、祝、詞、申、轉、を、多、く、記、さ、お、る、に、上、部、氏、人、の、補、る、例、お、ま、お、宮、主、の、祝、

詞申はもいとく故実ふ 万葉十七ふ。奈加等美乃敷刀能
達へるふを非虚うし。 里等其等伊比波良倍。云くとも有也。此らを合せ思ふよ。
天兒屋根命此主也給ふ神事を。其子孫此受傳をゆて。奉
仕まゐるが中ふ。殊更ふ。別て祝詞申は事を。主とある職と
せざる。故に依事あり也。 祭よ。齋部の祝詞申を除てて。
異氏人此朝廷事。祝詞申せる例を。曾てあることあり。
然るを古語拾遺よ。石屋戸隱の事を記せる処よ。命太玉
命。稱讚亦令天兒屋命相副。祈禱ま。神武天皇御世の事
を記せる処よ。立聖時。於鳥見山中。天富命。陳幣祝詞。禮記
皇天。あどあるをいふうし。此書を。齋部廣成。宿祢の。巳が
氏の甚く衰微とることの。慷慨を。主と書れとる物ある
が故。う。か。依言過。 ○櫛眞智命と云名を。負坐依あやを。
も有るあり也。 此も上ふ見ある如く。石屋戸隱の度ふ。鹿ト此太北を始

ゑるへ依功業を稱ある御名あり。其を神代紀ふ。天兒屋
根命。主神事之宗源者也。故俾以太占之卜事。而奉仕焉。と
あるを思ふべし。此を兒屋根命此職業として。神事を主
給へ依が故ふ。其神事此宗源とる。卜事もて仕奉れる由
あり。 此事あを委く。第百九 然まむ此由に依て。稱と依
御名あると著明し。 予をかく思へど。信友を。兒屋根命
降坐る後。再登らして。天津御膳水。を賜たり給ひ。る
功を称へて。父神と同状。祭らる。上ふ称は名あるべ
し。と云り。然れど。此ちて櫛明玉。櫛石間戸。櫛稻田毘
賣あや。此櫛と同く。奇此義もて。稱號あり。眞智ハ。即麻邇
みて。太北を始。給する故ふ。かく稱せるあり。 麻迹。麻智。同
言ある由也。

第七段太非の処
よ委く云へゆき。ちて上ふ引る神名式。左京二條坐神社
二座を。此二名を以て祭られ。此を卜庭神と申て。卜部の
ト事行ふ時ふた。必此神を迎て祭る。其ト事を
始とる神を
るふ依。此事も。信友が委く考へる説ふ。右社を四時祭式
相嘗祭。ふた。太詔戸社二座坐左京二條と見え依を始て。
の條。已後の書どめふも。悉二座を竝せて。大詔戸てふ名此み
を申せ。日本紀畧よ。延喜三年五月。授左京大詔戸神。從
七月正三位を授賜へる文よ。大詔戸神とあり。此も二
座を並せとる称あり。○今云。神名式頭注ふ。此社を天兒
屋命也と云。依を大詔戸久慈眞智命をこ
免ての謂ある。是よても知るべし。ちて貞觀儀式。
奏御上儀の下ふ。神祇官申官。頒告諸司云く。六月一日

十二月。祭卜庭神二座。中臣二人。折上宮主一人。卜部八人
亦同。著明衣。ま。四時祭式。御躰。ふ。卜庭神二座。御卜始。終。日。
祭之。と。あるも。かの太詔戸社二座。と。ある是。あ。也。其。古
龜甲の御卜。ふ。春。日。南。室。町。西。角。よ。御。坐。は。社。を。太。詔
戸。明。神。と。申。は。件。社。を。此。占。の。時。念。じ。奉。る。と。あり。此。春
日。南。室。町。西。角。よ。御。坐。は。社。と。あり。ハ。上。ふ。奉。る。と。あり。左。京。二
條。坐。神。社。と。あり。所。あり。べ。し。此。社。の。こ。と。を。山。城。志。よ。在。
三。條。坊。門。北。坊。城。東。司。政。所。と。云。る。今。二。條。御。城。の。未。方。
の外。ある。京。町。奉。行。を。置。る。東。屋。敷。の。あ。と。聞。也。り。ふ。
就。て。人。み。尋。ぬ。る。ふ。其。処。ふ。舊。と。り。春。日。大。明。神。の。社。あり。
と。云。り。ま。と。京。人。上。田。百。樹。よ。古。北。地。理。を。問。ふ。云。ら。く。
都城の古。因。ども。を。見。る。ふ。古。の。春。日。北。此。間。の。町。今。三。條。丸。太。町。
辺。よ。て。夫。と。り。南。二。條。と。り。北。此。間。の。町。今。三。條。丸。太。町。
属。り。と。見。ゆ。ま。む。其。辺。古。の。春。日。南。室。町。西。角。と。云。る。ふ。何
と。可。し。と。云。へ。り。必。其。あ。る。べ。し。山。城。志。よ。云。る。を。證。と
を。祭。ら。ま。て。名。高。く。坐。は。故。ふ。大。詔。戸。社。を。春。日。社。と。も。申

志そまをり轉りて其辺の町名とも為れるあるま江
彦らまを今春日大明神と申も由あることあり
次第小御體御占神祇官人自朝日籠本官迎太詔戸明神
おど有子とめても明允也。朝野群載六卷小奏龜上御躰
推可否事同云くとの事上神祇官謹奏祓祠如ト時
えとり此を決くかのト庭神小祝詞申てトふ由あり
お布式小大和国十市郡天香山坐櫛眞命神社。大月次新
麻等乃と云何也。大麻等乃知大ハ美称麻等乃麻智と
知天神と云何也。同言あるべし智と等とを親しく通へ
巴乃を助辞知を男を称へ云例の言あり大麻知乃知と
は詞のあらべ好うら燃故大麻等乃知を称あらへる
おるべし天神と称ふを天降とる神允る由あるはらへる
世小天神を稱するハ佛説よて称也があ也其を字音
唱ふとほしはて武藏国多麻郡よも式子大麻止乃豆乃
天神社とあるも同命社あるべし後風土記の武藏国部
同郡も大麻止乃知天神と有り。○今清和紀小貞觀元
云此社今を御嶽山と称ひて大社あり。

年正月授大和国天香山大麻等野知神從五位上とある
は。式小元名とあるふ叶ひて同社也。此同度小左京職
智神小正五位下を授給へる由同紀小見えたり。○今云
式子櫛眞命とあるを眞下小智を脱せるふて櫛眞智命
あるべしと思はれまども眞の一言よても麻迹の意を
通也。るこそ第七段太非此処子記しと依如くおれバ櫛
眞命とも云はと添上郡小太詔戸神社。大月次と有也。此
詔戸社を大和志小令未詳と云り或書小大和をり紀伊
国へ越る道小大詔詞越と云処あ也と云り由あ也て聞
也まど今添上下郡とも小紀伊国へを接りざまバい
が有むお布古の国図あぜ子考あバ證と為ること有
あ此も大社列ふて月次新嘗小預め給ひて同等小饗也
らひ給へ依をも思牙バ。既く大和よしして此二神を祭ら
れおる哉。然らむ櫛眞命と同じ趣お彼貞觀の度お神階
を授らるべきを其事の見え燃む何あらむ然

れど既に記し脱されたるも有べく又同等子祭らま
とる神ありとていおも必同等小位階を授賜へる例と
ぬ聞えざれ然ら後小今此京定免給ひてと也彼二神
でも此考ふ害れしを二條左京職子も從し祭られたるを依るし左京小祭
二座も並小月並新嘗小預り給へり神名式頭注小左
京二條大詔戸命神社和州添上郡對州下縣郡天兒屋命
也と云りこれ然思ふ由也神武紀小天皇長髓彦を征て
も由有て聞也大和国小入御處子天皇御夢小天神の訓賜へ依御言
小宜取天香山社中土以造天八十平瓮敬祭天神地神亦
爲嚴呪詛如此則虜自平伏と誨し賜へる御言たまふま
ふ椎根津彦と弟宇迦斯とふ汝二人到天香山潛取其巔
土而可來旋を勅して使し給ひしうば天神の御訓も取
天香山社中土と

あるふ取其巔土と二人子勅給へる社を巔ふ在しお
依べし加茂大人曰天香山の北北山足小櫛眞神社今も
御坐依と飛鳥社の神主飛鳥土佐と云人の云りと云れ
とり其七後小山足小迂しとるお依べし其七いおこも
いおこも例二人其山子到也土を取て來れるを天神の
ある事あり御訓此任ふして諸虜を平伏給ひし由見と依也按ふ其
天香山社を決く櫛眞命神社小也太詔戸命と云をも併
せ祭られむ也其由を下小云べし其を釋紀小引る龜
兆傳太詔戸命進啓と小住天香山龜津比女命今稱天津
詔戸太詔戸命也とある龜津比女命と云るおどを論小
も足ら祢と住香山せいひ今天津詔戸太詔戸命也と何
依を思ふ也當時天香山小太詔戸神の坐る趣小聞也

龜非傳也。龜トの鹿ト々り貴術ある由を偽説して漢籍
龜策傳ふ。龜、靈を玉、靈夫子と稱ふ事の何るあどを思ひ
々りて、龜津比女と云稱を作り、其を比女としも云る也。
雄畧紀も大龜便化、為女と何る故事あどを思ひ寄りて
造れる説ある也。然る偽書ふを何まぜ、凡て古き書を
正々らぬ物も、其作る時のさまよ依りて、能撰むと死ハ
証とある事、是も據て考るふ。左京、二條坐せるが如く、既
もほり、
く天香山社も。太詔戸櫛眞神の坐り、依を尋常ハ。大麻等
乃知神社と此み申習と依ある也。其元、既く延喜の帳
清和紀貞觀元年の下ふも、志り記されとまむあり、彼左
京、二條坐、神社二座を併せて太詔戸命、神社と申せるが
如き例と云べし。然るを帳も櫛眞命、神社を申し、名を當
時の稱せして奉られとる也。二條、左京も、久慈眞智神と
稱して祭らるふとりて同、
ちて香山ふ。此神社の坐ま
稱し載されとる也。依べし。
は、
小就て按ふふ。幽き由縁あてて聞ゆる事何也。其を石

屋隱の度ふ。兒屋根命、專と招事此神事ト事を執行して。
其時よ用ひとる種々の料也。多く天香山の物を取給へ
る也。天上ふても當初此神也。香山ふ住給へるれは、
故皇美麻命、此御從して。天降坐よおきて。其天香山を分
ち天降しとる。大和、因の香山ふ。天上の舊也。如く。此神の
鎮坐るれらむ。鶴胤云。此考殊も奇しく。予が考と符り。其
おまよふ云。依神武紀も。見と依香山社。其處よして。即帳
られとる。櫛眞命、神社とある也。是か
依べきこと。上ふ云へるがごとし。天皇東因征伐むと
志て。大和、因よ入坐し。天神の御訓よ依て。此社の土を取
り。云く志て。諸虜を平伏とる也。遂も當因ふ皇居を定賜

ひ。寶祚の鴻業残いや益く小堅固とるるを甚く深く
貴妃幽契ある事とぞ思を依。篤胤云お天香山を大
の由縁を予が考も信友が考も多うるを其故左京二條
を取去べて第四百四十五段よ委く云べし。坐神社二座は香山社とゆ徒しあるあらむとを推量ら
依、あす。猶式ふ。對馬、因上縣郡能理刀神社。清和紀ふ貞
月授從五位下。縣郡太祝詞神社。名神大。○此も貞觀十二
下とあり。下。縣郡太祝詞神社。羊の同度ふ授正五位下、
ぞ見え。れど何す。此二社ふも久慈眞知命をも並せ祭ま
るあ依べし。此因よ此御社の在ること。ま式ふ。出雲、因
意宇郡ふも能利刀神社何す。出雲風土記よ同郡ふ祝詞
上件を信友が正ト考ふ云る中ふ已が心す叶る説花

ぬき出て記せるれす。○津速産靈神。神速魂命。此神の事
蹟を二典を始終諸書ふ傳ふき故ふ御名此意を解べき
便あれ残。兒屋根命の事蹟とゆ及布して思ひ得とる考
は何す。下ふ云るし。神速魂命とも申は御名を。林羅山先
生の神社考ふかく有字取れす。當時さる古書の有しふ
り。○武乳速命。此命は。姓氏錄右京ふ。添縣主出自津速魂
命男武乳速命也。と見とるにみりて他書ふを見え。但
舊事紀ふを見とれども興登魂命の子よて兒屋命の弟
とせり。此ハ姓氏錄より拾ひ取る。次を誤れるある
べし。はて速字。姓氏錄今本ども遺を作ると決く誤写
あり。舊事紀ふも然作るを。姓氏錄の誤を承と依あるべ
し。今え羅山先生の門人此撰まるる神代系圖傳と云物よ
引て速と作る小従ます。當時の古本よ然作しふこそ

○天相命アマアヒノミコ市千魂命イチツバタマノミコ魂を牟須毘と訓べきうとも思ふと。産靈と書る例を見ざれむ。此を多麻タマと訓はし。はて右二命ニミコの御名は意も下ふ云はし。○添縣主ソフノミヤ添縣ソフノミヤを神代紀ふ。層富縣ソノホノミヤ繼體天皇紀ふ。匝布ソフとある是ふて。大和国あり。後ふを二郡ふ分られて。和名抄ふ。添上ソフノミヤ曾不乃ソフノミヤ添下ソフノミヤ曾不乃ソフノミヤと見と。其二郡ふ分給ふはむ。いばむ此御代と云ふを。知はのら初ども。欽明天皇紀ふ。倭国添上郡と見ぬれむ。最古紀御世ありむ。はて此縣を謂ゆる六御縣の一。て。即神名式ふ。添下郡ふ。添御縣坐神社ソフノミヤ。大月次オホツキ清和天皇紀ふ。貞觀元年正月。授從五位上とあり。此社今三碓村と云ふ在て。添田天

神とも天王とも稱はと。帳考ふ云り。天神と申去あむ。天降らむ。神と云意あるべし。武乳速命の御社あるは。はて此命は裔の紀ふ見ぬるは。續紀ふ。天平神護元年二月。大和国添下郡人左大舍人大初位下縣主石前賜添縣主と云こと此見とるのみあり。姓氏録を後世に記されし録あるふ。添縣主出自津速魂命男武乳速命也とあり。石前てふ人。此命の裔ありむ。むこと疑ふ。○興台産靈神を神代紀ふ。中臣連遠祖興台産靈コトノミヤ。此武須毘タケスヒ姓氏録ふ。己く都牟須比命子。天乃古矢根命。藤原系圖ふ。津速魂命。市千魂命。居く登魂命。天兒屋根等とあり。御名の義。御子兒屋根命の功業を延て考ふるふ。興台を心利義と通えと。反正天皇卷ふ許基登臣と云人もあり。記傳ふ。名義いまだ

考得び神代紀ふ興台産靈此云許語等武須毘と云神名
も有とむり云まとり此臣の名も義を同じるべし
其在万葉三卷ふ君し座祢を心神安れしはと離家いま
に吾妹字停う祢山隠於ま情神もあし十一吾情利の
生ともれき十二ふ山菅此止去て公を念ふるも吾心神
の頃をあ死此心神を舊訓おたろ解お辨とる如く非あり
まと師は十九卷ふ白玉の見ぐ不し君を見び久も夷ふ
しをまバ伊家流等毛奈之とあるはいけりともあしと
云とを異あり等利心あぞ云利おて集中み心神もれ
しを書るもいなるともれしと訓むと言れしと畧解ふ
有もいか十三ふ戀此茂ふ情利もあし十九ふ吾情度の
が有なり奈具依日もあしあど詠る情利れ正
を假字心神情神れぞうける神を謂ゆる義訓
あり神字ふ利の意あることは云も更あり其十一

ふ極太甚利心云く十二ふ聞と正物を念ふば我胸を破
て摧けて鋒心もあし二十ふ焼太刀の刀其已呂もあま
ばあど詠る利心おて十二卷ふ丈夫之聰神も云くとあ
る聰神も是ふおれしサドキ神とを真利心ありまと同
ひし吾や雄心もれまると然まむ心利利心あど反さはふ
あるも相似とる意あり云依此みあそ有ま彌心心彌の反さはあると同じ義
て許基登とを御心眞利く彌足ひ坐る由此御名あり許
を清ても濁ても云を兒屋命の御名此処よ云如く心を
疑と同言おて疑を万葉ふ疑敷と濁る此みあらび今世
ふも膏あどの硬ま正とるをコルをもコバルとも云め
巴万葉十一夕疑の霜置ふなり云くと有をも思ふべ
しはと此よ就て按ふみ氷をコホリせ云を疑字延とる
言ありなり其在天地初発の処ふ見とる許袁呂許袁呂

を疑意あるを思ふべし。但し氷と許袁呂と、仮字達へる
お疑有べし。富衰を言を延るをて加ふる辞を
れど音の達へるふ然も抑ふるまじきあり。又郡をコ
ホリと云む。韓語ありと云る人もあまど。民戸の集ま
を正此名あるは、疑字の意あり。又大祓詞の始ふ集侍と
る子あどの許ふ疑字の意あり。又大祓詞の始ふ集侍と
ある集をウコナハルと訓依もウを加ふる辞にて、コ
ナハルと云疑あるふて、ナハルを辞依べし。今俗ふ
コダハルを云詞は此コナハルを同言うと覺ゆ。まに疑
字の義をも思ふ。氷不從疑、疑は作るハ、水の結べるを
見て疑ひ疑へむ。おのばら心此疑依と。ちて許く呂は、
いふ義ふ取れる字の如く思ふまじと云。ちて許く呂は、
疑義あるふ就て。吾意ふて。心と云物の靈妙ある趣を思
ひ。心字此眞の象をも思ふ。ゆを書るも。此意を得て作
れる。事と所思と云。おを漢字のあと能知まじ。ちて許く
呂をり。思を發依あまじ。於毛比と云言の本を。萌と同言

ふて。疑とる心とぬ。萌出る義ふて。母比ふ於の冠とる詞
すを非じう。但し是も萌をモユと活き思ふ思ふ思ふ
ど同言も種く。活けむ。活用の仮字達へると云む。され
のりたる例も。こまうれ何正。其在佐夜理を。もと佐波理
を同語あるを。夜と波と変まるを。以ても曉るべし。カホ
リ。カヲリも同じ。まに覺え覺ゆも。本ハ於毛比と同言あ
らむ。とち予覺ゆるを。や。上。お云。まに燃め同言うを。所思
る。氷許袁呂も同じ。例と云べし。まに燃め同言うを。所思
ゆ。そは八意思と係ある状態も。由有て聞え。火穗の萌上る
状態。於毛比てふ言此萌寄る状態あるふ。思ひ合さ依まじ
お。歌詞ふも。万葉一卷ふ。念曾所燒吾下情。まに五卷ふ。
心波母延農云く。十三。我情燒も吾お愛やし。君子戀
るも我心柄おと云依をも思ふ。まに古今集ふも。貫
之。君こふる涙しれ

くぞ唐衣習ハナの何とりを色燃あまし小町ハナ人ふ逢をむ扱
きのあきふを思ひおきて曾はちり火ふ心やけをり能
宣集長哥ハナ子空蟬の鳴夏來れむ曾のうち燃のみ已と巴
蚊やり火此煙とやぐて云く兼輔集ふ櫻花ハナ雪ふ燃る
袖を巴もをそふ焦る曾ぞまされるあど猶多う
巴漢籍ふぬ焦心焦思れど云るを符へる語あり
其萌寄りて疑物を直ハナふ許く呂と名けし依を其やぐる
身體モトふ固有モトる火の態あまむ燃る心焼る思れど云詞を
とく叶牙巴ハナ所せく煩ハナをしれまむ別ふ云べし
台産靈神をハナお此思の靈妙ある功徳イサを持給ハナするが故ふ
産靈ハナてふ御稱ハナをも負坐るれ依べしハナ高皇産靈神皇産靈
申ハナ産靈の意を思ふべし此神を何ふ思をれむ書
紀もハナ一書ふ一所上ふ引る如く記さまゝる迄ふて
神とも命とも言れざるを甚く卑免られし依物あり書
紀の例安べて撰者の漢意ふ神の功徳を深くも探祓安

卑めて神と必命とも記れざるが此外ふも數あり其元
本ふも疑ふしそを古事記を始め餘書も其命某神と
あるをも書紀は多く神命の字此あきを以ても辨ふ
はし故世の事知人さち此神此功徳を見得る注せる
人をも一人ごふ有ことあし故是を以て今傳をる古書ふ
此神を神と稱せる事を見ざれども已が私ふ然依ハナ此
畏ハナに畏みも神字を補へて記し奉れるあり
神の思慮ハナ此智坐ハナける事蹟の見えざ依を御子天兒屋根
命ハナ兼命ハナふ至りて其御徳ハナ此顯ハナを依べき幽ハナき所由此有
志事あるハナばし其を稚産靈神の御徳此其御子豊宇氣毘
可居ハナ登魂命ハナとも申ハナ魂は例有まむ年須毘とも訓べ
志然れど藤原系図ふタハナと訓み津速産靈神を神速魂
命ハナをも申せる例もあまむ古く二様ふ申けむと覺ゆ
る故ふ今をハナちて兒屋命ハナ此とく大詔戸白し給ハナするふ
てを訓ハナこた

依て。石屋戸を堅く刺閉て。隱坐る大御神さる。若此言
此麗美ハ有らばと詔ひ天。出御也。抑言也。心神の緒を辨
牙述る物もて。此を美しく言得ばては。思慮此徳用を成
おと能ざれむ。心ぞ言と。とく相應ばハ有はじき物ある
ふ。兒屋命此御心也。八意也。御言此志あり美り也。しふ就て
按ふも。万葉此歌どもも言靈とあるを寓の言ぐらも非
ぶ。居く登魂命の事ぞ思はる。其ハ五卷也。多治比廣成眞
人の遣唐使も出發を祝て。山上憶良主此詠て贈れる長
歌也。神代と云傳けらく。虚見津倭囀也。皇神の嚴し死
囀言靈此幸ふ囀と語繼ぎ。云繼らば云く。十三卷。人麻呂

歌集此長歌の反歌也。志貴嶋の倭囀也。事靈也。佐くる囀
ぞ眞福在とく。此も其長哥よとまむ。異囀も往く人を祝
通也。心思るれど。事言共ふ借字。言ハ正字あらむと。一
やがて心利靈あらむも知はらば。あど詠也。此を其
長歌反歌を並べて。能見はる。古語也。云繼來れる如く。倭
囀は。言靈神の佐け幸ふも依て。言語の麗美也。囀ある故
も。其美し死詞をもて。壽言はまむ。壽まふ。天地の諸
神也。感坐して。福へ給ふ囀ぞ云る也。長はれむ。此も
本書の長哥反哥共ふとく。味ひ読て。此旨を辨ふべし。殊
よ憶良注此長哥も。右も引く詞の末也。海原の辺も奥
も神留り。宇志播吉いまは諸也。大御神とち船舳も道
引まを。し天地の大御神とち倭大囀。久方也。天の御虚
也。天翔也。見渡し給ひ事了也。還日よ。又更ふ大御神と
ち船舳も。御手打掛て云く。と詠れとる意用ひを。熟く思

彦し。仁明天皇紀。天皇命の宝算を賀奉れる長哥。日本乃倭之因波言靈乃當因度曾古語尔。流來礼留神語尔。傳來礼留云くと詠るも同じ意あり。當字を久老神主。富の誤としてサキハフと訓るは然る説あり。福字をサキと訓ふ同じ前ふ字のまゝ。アタルと訓む。思し。うど古語とも覚え。はと万葉十一卷。事靈の八十。衝ふ。夕占問ふ。占正ふ。告れ妹。相依と詠るも言靈。幸ひて八十。衝を行く人。正し。死占を誨し給へと云ふ。意あり。故まと此歌ども依て。石屋戸隱の時。兒屋命の白給する大詔戸言よ。大御神の感給へ。依事を思ふよ。興台産靈神。己命の御子。兒屋根命。言靈幸へ坐て。詔戸言。残美しく白けし。絶給する故よ。大御神の感けて。出御る。ふぞ有る依。然れど古道を學びて。心利りらむ事を思ひ。言をも美のらむと思む人。とく此神の御靈を。祈願

奉る可き事。ふあそ。此神の心利言語。ふ幸子給ふこと。何まの因も。同じ恵み。蒙れども。御因を神。此本因ある。故。言語。此道の。殊。正しく傳をゆて。活用自在。ふ麗し。き因。あまむ。別て古語よも。言靈。此佐くる因。事靈の幸。ふ。因と云。繼多。依あ。言靈といふを。實。神在。り。と。得知ら。徒。偶言の如く説成せる。居。登魂神の事をし。明ら。絶。とる人。此無。し。ら。ば。あ。景行天皇。此大御語。大倭。因者。以。行。事。負。名。因也。と詔へる如く。古ハ。そ。此。行。狀。事實の無き者。其。と。聞。ゆる。名稱の有。げ。き。由。を。絶。て。あ。き。理。あ。れ。む。神。此。御。上。ふ。譬。ひ。そ。此。事。蹟。此。傳。を。ら。ざ

亦も御名此義を反らひ考へて其御行事を伺ふこと。是
古學の專要とすべき業ぞ有ゆらる。家おと稱ふる人
人數あるが其の如く哥文詞章のいと小き考説をむ何く
れと書記せるが多うまど神此御功德の最も大なる事
ふも思ひも挂や有らむ其の中ふも言靈家おと稱して
言靈の道此本をし考へ究めとりおど言誇らふ輩も有
る由おまど眞の言靈の神此坐とも知らざるハ如何ぞ
や言靈の神を知らぬして言語の道を紀おと云む甚も
可笑し也後おぐぬ大鏡ふ醍醐天皇の皇子此生坐る。五
十日此餅を殿上おて出させ給するふ。維衡中將。一年お
今宵うぞふ亦今を正は。百年まで此月影を見む。せ壽白
せ亦。天皇の御歌ふ。祝おる言靈あらば百年此後も盡
せぬ月をよそ見ぬ。堀川百首ふ。俊頼朝臣。言靈の於お束

おら小をかみはと。梢おぐらも年を越りぬ。此哥の意を
びと云物よ。今俗お節分の除夜お果樹ある家おと一人
樹上お上。正一人を斧をもて木の本お至り其樹お向ひ
て來年をく実生るや実生らぬや生らぬを伐らむと云
と此樹上此人生ませうと答ふかく為れば來年をく実
生と云へり。是言靈の眞福く在あり。さまば古も然る
已ざ民間お有し故お梢おぐら小年を越とを詠をしお
やをりみはとを拜はと云うや此朝臣のかくる事をと
正出て上手の口おまうせて詠まるとる哥少うらば然れ
む。近俗此亦亦所も古の遺風お此等此歌も言靈此意は
同じ。故上古うは。物を造正事残行ふよ。祝言しお物せ
正。と聞ゆ亦おと多うゆ。其お神功皇后の酒賀此御歌ふ。
此御酒を云く。少御神の神祝く狂おし。豊祝く廻し。奉來
し御酒ぞ。と詔ひ。建内宿禰此御答白せる歌ふ。此御酒を

釀^カ乃^ニむ人^ト云^ク歌^ヒ抄^ク釀^ニまかも舞^テ抄^ク釀^ケま^ウ
も。此御酒の御酒^ハ阿夜^フう^ムと^ルと詠^マし^テ故事^シ。此^事
之應神天皇卷はと神樂歌^ミ。杖^ヲ皇神の御山^ハ杖^ト山^ト
小見えとり人^ハ千歳^ヲを禱^シ切^レれる御杖^ゾ。何^レと有^モ思^ヒ合^ハべし。
其^ト言^美く祝^フ詞^ハ也。善神の吉事^ヲを幸^ハす。凶^クと^ルと^ル詞^ハ
ふは善神の感^ヲ給^テ祓^バ。在^リ神^ハ此^ニ所得^テ凶^ニ事^ヲをも引^出ま^ス
バ^ハ也。故^ハ古^ハは更^ニあ^リ。今^世も事^ヲを成^サむと爲^ルふ也。
ま^ホ抄^ホ壽^ゴ詞^トをぞ專^ニと^リあ^ハふ。古を言はく大殿祭酒賀室壽
今世も地平家建田殖稻酒造その餘何事を以るふ
も壽哥を哥ひ囉して物あるハ古此遣れる風あり然ま
む常云ふ語言ふも心を抄けて凶くしき言を云まじ也
事小こそ其を神代より詛言小驗あることハ更も云

ば今も古め人を祝^グ哥^ム所^ニ念^ハえ^テ凶^クし^キ詞^ヲを^ミ
合^セて災^ノ出^來し例^も少^クら^ハ生^サり^テ也^ハ倫^ト也^ハ其^ト
さ^る禍^事此^ハ出^來る端^ハも^ハく^ハ也^ハ詠^應子^トる物^ゾあ^ら
ど事^も何^レげ^ハ云^ハ免^まど^ハ然^る古^意を^得ざる人^トも^ハさ^も有^ら
らむ有き眞の古意を探抄ち^テ姓^氏録^左京^天神^部ふ^畝
尾^連天^辭代^命子^因辭^代命^之後^也と^有ふ^はと^和泉^因天^神
部^ふ畝^尾連^大中^臣之^同祖^天兒^屋根^命之^後也^とも^何
也^ハ。此^ハ依^テ考^フる^ふ天^辭代^命と^申は^レ也^ハ居^ル登^魂命^因
辭^代命^と申^はレ^也。兒^屋命^ハぞ^有る^は也^ハ其^ハま^ホ抄^ウ畝^尾と^也。
大^和因^香山^の山^足ふ^在る^地名^ハれ^るが^ハ。此^ヲを^氏小^負る^ハ。
彼^山ふ^也。上^ハよ^言る^櫛眞^命神^社の^依故^ハ也^ハ。兒^屋命^の御^末
此^ハ一^派も^と此^地ふ^住て^仕奉^ルむ^が。後^ハ左^京も^和泉^也。

因ふも移住し故ふ。負る氏あると疑ふ。師も既く
畝尾連と云姓のあるを此地と然まども派の原を異ふ
して同姓あるも數有れむ。此を別姓ふやと思ふ
有む。けまを居く登魂命。兒屋命。共ふ辭代と云名をも
負給むむと。事蹟ふ熟符へまむ。疑なく所念とゆ。其
は辭代の辭は正字。代ハ借字ぬるが。驗の省言ふて。そむ
言ふ驗ある神等あまむあり。あるし。あるし同言ある由
知べし。所知看を。あろし看といふ。まも白も同言ぬる。ま
と若くは。辭代と。事知の義。よて。必有らむ。まも大因
主神の御子の言代主神。此言代も。此の辭代と。語を同
れと。負坐る由。緒を異あり。彼御名。此処ふ云を合せ考ふ
し。御父子を。天と因を。別て稱せるを。居く登魂命は。天

ふ神留坐して。言靈此原を知坐せむ。天と稱し。兒屋命む。
此、因よ天降坐し。言靈の幸ふ依て。其職ふ仕奉り給ふ
故ふ。因と稱して。同名を負給へ。と知れと。然れむ此
実語あり。故天をアメと訓るあり。諸まゑ。姓氏録。右京。天
神部。伊與部。高媚。年須比。命三世。孫天。辭代主。命之後也
と。ある。辭代主。命も。天神。有まむ。居く登魂命。あること
ある。し。前の。成文。ハ。此。依て。主。字。を。補。と。す。し。く。せ。思
ふ。旨。あり。て。今。主。字。あ。き。方。は。依。於。く。て。高。媚。年。須。比。
命。ふ。出。自。を。係。と。る。お。泥。む。べ。う。ら。ぬ。と。し。た。開。題。記。姓。氏
録。論。の。処。を。委。諸。加。く。思。ひ。集。然。立。返。り。て。其。御。祖。神。と。ち
く。云。へ。り。き。 此事を思ふ。津速産靈神と申は。疑なく。火産靈神。ふ
ぞ御坐る。依。其。ま。於。津。速。を。伊。都。速。の。伊。を。省。け。る。了
て。伊。知。速。の。伊。を。省。死。て。千。早。と。云。ふ。同。れ。む。伊。知。速。き

方ふ御靈此卓スレとる由の御名也。伊都速伊知速同きこ
都波夜と云ことも第百六段道ア天上ノお坐ル神等此中ふ
速振の処ふ委く註を見るべし。天上お坐ル神等此中ふ
そ此伊都速ぶる神を火神をおきて誰神イ有らむ。彼神
を祭る詞ふ御心一速比給波志止レ爲氏云くと有をも思
ふべし。此神伊邪那岐命お斬られ給ひしうぞ。其御體を
天上お上レて香山と化ナまるおと。上第五段ふ云る如くお
れば其御靈のやぐて彼山お坐マちて市千魂命武乳速
命ハ其御靈此御子お坐スる可し。神武天皇卷お記せる
丹塗矢お化テて建角見命の小姫玉依レ毘賣を旺し。故お此
て鴨若雷命を生坐る故事をも思ひ合ハるべし。
二命此御名も共お親神の御名と同義おて。市千此市を

伊知速の伊知よて。伊都と云も同く。千は比古遲の遲と
同く。男神を稱タふるお也。まて武乳速の乳速を。伊知速の
伊を畧ス称號の武を冠ソて云ハゆる。二柱共お親神此御
名お由ルるおと如此し。然れど津速産靈神と申ハる火
あること更おレちて津速産靈神市千魂命興台産靈命と。
疑ヒおきものぞ。次くお火産靈此功業成リて。兒屋根命お至レて。思慮の
智全く整トひ。石屋戸隱の大禍事直し給へる功の高ク
比類おきことと幽カ死ヨ因ある事あり也。まて此神此彼
謀ハるべき所由を矢く所知食マちて令思ハる。禍事を直シ事
る皇産靈神の御量ヲいっお太シき物おらズ也。其を彼
招事お用ふる物を悉く香山とめ取れる所以をまお熟

思ふばし。抑、火産靈神は。上第十五段。ふ云る如く。其御母伊邪那美命の已命を生給するをり事起りて。豫母都因ふ往坐し。其事ふ依て。已命を殺さえ給ひし故ふ。彼因を惡み給ふ所由あまむ。彼處ふ屬る事物をば。甚く惡ひ坐て。矢く彼因ふ却ひてむと。稜威速び給ふ御靈は盛ある故ふ。その御靈は頼て。彼罪穢の大禍事を却ひ失むとて。彼神は御體の化れる香山とめ。招事は物を採れるふぞ有る。依後。世までも神事ふ火を清むること。穢ありては。却て。火神の御荒びあるを恐まてあむ。まこと忌清むべし。物ふ穢あらむことを恐れて。火を燃ゆる事。其清き御靈は頼て。清免むやあるよて。此の故事ふ熟く符す。此因縁を思ひ慮て。知給へし。兒屋根命は。彼神の

御裔あるふ熟符ひて。甚も妙ある事ありのし。心を平かふして熟思ふべし。熟考ふばし。其思慮りて始給へる神事は中ふ。太非の事ハしも。神の御心を問奉る。おとれま重死神事あるまやを。今更いふ迄をれきを。其事ふ鹿の肩骨を灼て。ト合はると。残始給す依を思ふばし。抑、獸は多加る中ふ。此獸はし。火産靈神は御骸ふ成坐る。大山祇神の御末よて。獸の祖あるを。此事第十六段よ。委くいすりき。肩ふ奇靈き骨ありて。其を波波迦もて灼と死む。無上至尊也。大御神は御心をさす。窺測す奉るべき事の因を辨す智す坐るを。奇靈ある御智。此中ふ。めとも妙ある思兼あるをや。斯て此御功ふと

めて。櫛眞智命と云ふ御名をさす。不負坐し。大和、園の香山、第百四
十五段。よ云如く。深き由ありて。天上ある香山を降し給へる。山ありを。此地に櫛眞智命の御社あり。依りて。此園。よても。彼処に祭給へる。あはれべし。猶委く。神武天皇。卷。神事。此宗源を掌して。神と君との御中執持。ち。政事。奏し給ひ。御裔の次。其業を仕奉れる。あ。上。あ。下。ふも。註せる如く。あ。は。れ。た。最も。太。じ。死。御功業。あ。り。ん。也。阿はれ道を学び古の趣を伺ひ世に傳へむと勤しむ。徒に常ふ津速産靈神をり次。兒屋命に至るまでの神。ち。の。御。靈。幸。ひ。を。こ。ひ。祈。白。委。べ。き。事。此。由。を。と。く。思。ふ。べ。き。あ。と。み。こ。そ。か。く。て。又。世。に。物。知。と。謂。ふ。稱。の。有。る。其。義。を。辨。ふ。可。し。其。を。万。物。に。然。る。所。者。を。稱。へ。云。ふ。抑。く。物。知。と。云。こ。と。今。を。現。見。あ。る。小。事。と。く。思。は。る。

を辨へる。あ。は。れ。た。か。の。人。を。も。言。ふ。ど。古。に。然。ら。ば。神。道。の。原。を。知。て。太。非。此。事。を。明。免。と。る。人。を。云。事。を。聞。え。と。也。其。を。物。知。人。て。ふ。言。は。始。て。物。に。見。え。あ。る。を。龍。田。風。神。祭。の。祝。詞。に。天。下。乃。公。民。乃。作。物。乎。草。乃。片。葉。爾。至。万。氏。不。成。一。年。二。年。爾。不。在。歲。眞。尼。久。傷。故。爾。百。能。物。知。人。等。乃。上。事。爾。出。牟。神。乃。御。心。者。此。神。止。白。止。負。賜。支。此。乎。物。知。人。等。乃。上。事。乎。以。氏。上。止。母。出。留。神。乃。御。心。母。無。止。白。と。あ。る。を。熟。思。は。し。此。全。文。の。意。を。崇。神。天。皇。卷。の。本。文。に。物。知。人。と。は。太。非。の。上。事。を。行。ふ。人。を。云。稱。あ。は。れ。こ。と。明。あ。り。凡。て。物。を。云。稱。を。萬。ふ。泛。く。と。は。中。に。神。を。指。て。言。ふ。あ。と。多。し。其。を。

ま於御門祭祝詞ふ。如湯津磐村久塞坐氏四方四角與利。疎備荒備來武天能麻我都比登云神乃云く。自上往波上平護利。自下往波下平護利とある。其同事を祈年祭祝詞ふ。湯津磐村能如塞座氏云く。疎夫留物能。自下往者下平守。自上往者上平守と云ひ。道饗祭祝詞ふ。根圀底圀與利。鹿備疎備來物爾云く。下行者下平守理。上往者上平守理。と云るを對へ思ふべし。御門祭祝詞ふ。神と云へるを。祈年道饗祝詞ふ。物と云るをや。ま神代紀。葦原中圀之邪鬼とある邪鬼を私記ふ。安之岐毛乃と訓み。中昔。毛乃氣あぞ云る物の意字思ふべし。ま物忌物狂ひ物の所為あどの

物俗よ憑物乃為とある。此を神と云ふ同く。泛く言る語ど云ふ物も。これ是にて。此を神と云ふ同く。泛く言る語あるを以て。物知と云は。神の所為。此幽して著のらぬを。知辨ふる由の稱あることを曉べし。はと志留といふ言。此本も。漢文ふ。著明。明白。灼然。あど書る。残志留斯をも。伊知士留斯とも訓む。志留と同く。伊知士留志の伊知を。伊知速く志依れ由ありて。後幽まるとる事を著く。志依れ由此言み。於茂志呂の処ふ云るが如し。此をもと太兆事を爲て。其火灼れ此に依り。幽事を知とめ出ると言ある。ま印験祥あどの字を志留斯と訓むも。同言あり。かく考牙集。天辭代命。宅居く登魂。命此別名。圀辭代命と云。兒屋。命此別名あり。

依べく。辭代とす。其御言ふ悉く志依し有る由の稱名。う
於物知と云ふ言も。此神と已始免て。神祇此情狀を伺ひ
知まゝる人を稱あり。とは云あり。あふ上ふ言る處立
帰め合せ見べし。○王
主命は。度會延經が神名式考證ふ。土佐、國吾川郡。天石門
別安國玉主神社。此、神社の事。第五十七段。
石戸別命此處に注めき。とある即是
あてと云ゆ。まを信ふ然る説ふて。此を石戸別命の別名
ふれも有る依。其をま於式よ。此社ふ並びて。朝倉神社と
云あり。但し郡は土佐、
郡ふて鄰あり。是祭神也。當國風土記に。天津羽く、
神と申て。天石門別神の子ある由見とす。此全文を第百
三十一段阿波
神の處ふ引て
委く云べし。此ふ據て按ふ。天石門別安國玉主神社也。

石門別命ふ坐はこと疑ふ。そは天津羽く、神の坐は。朝
倉社と並坐まをせむ。御父子の縁あるを。下ふ註せる如
く。遠江、國佐野郡よ。己等乃麻知神社。阿波く、神社。阿波く、
神やが
て天津羽く、神あて、其由も、
第百三十一段ふ云ふべし。と並坐はこせむ。御兄弟の縁
あはれまを思ひ合せて。玉主命や申まを。石戸別命此別
名れること。残徴し辨ふべし。あふ第五十七段ふ注る説
どもを合せ見て、よく思ひ
辨へ、ちて玉主や申ま名義を。いまと思ひ得ず。万葉四ふ
玉主を夕。マ。モリと訓るまと有ふ據まを。此もまの訓べ
きうとも思ふぞ。然訓べき事由をも思ひ得祿む。姑く字
のはくふ。多麻努志や訓於。○許登能麻智比賣命。名義許

登之。己く登魂命の己く登ふ同じ。麻智之。櫛眞智命此眞
智ふて。其を麻邇と云ふ同じ死事。上ふ云るが如し。前ふ此神
名を疑ひ思へてし。凡て神子まれ人よはれ。女男あら
びて同義の名を負る例を思ふ。伊邪那岐伊邪那美。秋
津日子秋津比賣。足名稚手名稚玉。依毘古玉。依毘賣。菟狹
津比古菟狹津比賣。おどのとぐひ。皆同じ。脈あるを此神
と居く登魂命と云ふ。本より其脈異あるが夫婦と成坐る
ある。同義の名を負る。いふうしと思へてし。うど。後
よ熟思へて。脈異あるが夫婦とおまざるも。同義の名を負
る例を阿蘇都彦阿蘇都媛。おぞのとぐひも。あり。然れば
此ハ疑ふべき事。ちて此神此事は。神名式。遠江国佐野
ふを非ざゆ。乃麻知神社あるを。此比賣神あるは。今日坂
郡。己等乃麻知神社あるを。此比賣神あるは。今日坂
の方。宮村と云ふ在て。誉田八幡宮と称し。まよ一説
る。挂川此海道筋の裏町ある。小社ありとも。はあを。大
仙寺村ある。諏訪社を云とも云り。何ま是。む詳あらば。
能尋ぬべし。○まと後よ彼国入ふ問ふ。挂川の裏れる小

社ある地を。今龜甲と云ふ。古き地。此を文徳天皇紀ふ。嘉
名。トふ由有て。おまを云り。此を文徳天皇紀ふ。嘉
祥三年七月。遠江国任豆鹿苑兩神。竝授從五位下。とある
社。て。任豆を任豆と云ふ。義ふ作る也。其を麻知を
り。其を十六夜日記ふ。廿四日ひ。ゆるあめて。佐野の中山
をこ也。任事とりや云。社のほどぬ。道いとおも。あろし。山
蔭ふて。嵐もおくばぬ。あつ云く。枕草子。神をと云處ふ。
まやけまの明神いと。まけも。さのみ。た。む。とハ
いはま。給ハむと思ふよ。いををかし。はと相摸。家集ふ。そ
ぞうけて頼みしか。がも東路乃。こやけま。ふを。あら。交
ぞあり。る。ま。と名寄ふ。鴨長明。ま。と。も。來。む。我。が。祿。ぎ。こ
との。は。あ。ら。む。ま。ば。し。ち。ら。び。あ。木。の。も

みぢ葉光行紀行ふおとのまくと聞ゆる社おとしまは
よふおまきうけてぞあむいも思ふことのはあ
る神のふるしを貞应海道記よ山口といふ今宿を過き
む道に舊きふとゆて云く事の任まをひ社ふ参詣に
おもふ事ははくよ叶へむ杉ゑる神のちうひの志依
しとぞ見む鳥丸光廣卿嗜記ふこと此まは社ふてみ
志めおハ神ふまうせてひとまぢよ我思ふこと此ま
ふ祈らむ入坂を越むと天五六町むらふおあよむ八
幡宮あり鳥居よ梅咲く正然云くとあり此を按ふ大
仙寺村の諏訪明神戎をしける者のあてて事任の社
とし給ふぬらむそを入坂を越むと云くとあるよて
然を知らるありまよ冷泉院為久卿道言ふ大井川け
ふの己とせをさして思ふおどるるを思ふばし然まど
おとれはくふと祈る神垣おどるるを思ふばし然まど
ぬ布己等乃麻知とも申せむや見え清和天皇紀ふ貞
觀二年正月授遠江国從五位上眞知神正五位上とある
は決く此神あるを本の御名は己等乃麻知と申せる己

等を省死て眞知神と唱とるぬ也。嘉祥三年七月ふ從五
此ふ引る貞觀二年の文ふ從五位上とあるを以前より上
位を授られぬとる史よ洩とるうまよ上ハ下の誤ふて
も有べし此差誤を史どもちて嘉祥三年ふ此神と並ふ
ふをりく見ふる例あり
神位を授られし鹿苑神を式ふ磐田郡よ鹿苑神社を何
る是あるべし今二宮村と云よ在て鹿苑を鹿トふ由あ
る是思也。其を鹿苑字の如くト事此料の鹿を飼とる
野あらむ。武藏国乃武藏野も古はト術まると死此料
の鹿を飼へる處と云也。和名抄豊島郡ふ占方。此武藏ふ
も大麻止乃豆乃天神社何也。されど後遠江風土記よ香
神所祭之也とあるを実ある事代主神を祭ると云ふ
を由あり其を大因主神の御子の事代主ふ非也上ふ

云、兒屋根命の別名、辞代命あるべし。嘉祥三年、任夏鹿苑、同時、神位を授られしも、由、有ることあり。さて、園韓神と云ふ、更、由、あり。此、鹿苑の苑、云、ふ、おきて、後、人の推當、あるべし。殊、園韓神、事代主神、兩神と云ひて、園韓神を、中昔、より、連、けて、園韓神と云を、ちて己等一神、此名と心得、誤、とる人の記せる、あるを、や。乃、麻知神社、ふ、竝、て、式、ふ、阿波、く、神社、有、る、こ、を、た、阿波、園、風土記、よ、空、と、て、ふ、り、降、と、る、山、此、大、お、依、ハ、阿波、園、ふ、ゆ、降、と、る、を、天、詔、戸、山、と、い、ひ、其、山、の、碎、々、て、大和、了、ぬ、て、著、ゑ、る、哉、天、香、山、と、云、や、何、依、天、詔、戸、山、は、太、詔、戸、命、の、御、名、ふ、由、何、て、聞、ゆ、る、を、思、ふ、ふ、所、由、何、る、こ、と、あ、ら、む、其、由、上、よ、か、た、く、云、り、あ、不、第、百、三、十、一、段、阿、波、神、の、處、ま、と、第、百、四、十、五、段、香、山、の、天、降、著、る、處、よ、委、く、云、ふ、を、見、て、辨、ふ、○、中、臣、連、万、葉、十、七、歌、ふ、奈、加、等、美、と、書、て、名、義、を、べ、し、

中執持、あり、登、理、の、理、を、省、ん、て、其、例、を、師、の、言、れ、し、如、く、宣、給、ふ、を、此、ゑ、る、ふ、仮、字、を、か、お、と、云、ゑ、く、ひ、ふ、て、あ、不、多、り、て、さ、て、母、知、て、事、言、約、て、美、を、あ、ま、る、れ、る、こ、と、上、第、三、十、八、段、臣、の、尸、此、處、ふ、委、く、云、り、き、合、せ、考、ふ、べ、し、師、を、臣、の、意、を、省、け、る、あ、り、と、云、れ、し、う、と、迂、遠、し、け、て、師、言、ふ、或、人、孝、德、紀、よ、上、臣、下、臣、を、云、こ、を、有、れ、を、其、對、へ、と、る、中、臣、あ、り、又、大、臣、小、臣、は、對、し、其、由、を、師、も、引、れ、予、と、る、稱、あ、り、あ、ど、云、る、も、み、あ、非、あり、其、由、を、師、も、引、れ、ゑ、る、伊、勢、齋、内、親、王、奉、入、時、宣、命、ふ、祝、詞、式、御、杖、代、止、進、給、布、御、命、乎、大、中、臣、茂、梓、中、取、持、氏、恐、美、恐、美、毛、申、給、久、止、申、ま、と、延、喜、奏、進、大、中、臣、本、系、ふ、天、平、寶、字、五、年、所、進、本、系、帳、云、高、天、原、初、而、皇、神、之、御、中、皇、御、孫、之、御、中、執、持、伊、賀、志、梓、不、傾、本、末、中、良、布、留、人、稱、之、中、臣、者、ま、と、中、臣、壽、詞、ふ、台、記、別、記、見、本、末、不、傾、茂、槍、乃、中、執、持、氏、奉、仕、留、中、臣、云、く、あ、ど、何、

依如く。祖神天、兒屋命と云て。神と君との御中を執持
て。申ひ職ある由ふて。中執持を云ふを約免て。奈加等美
と云ふ就て。中臣字を書るれ也。其意大持てふ言の約也
とるや同例あり。さて師説よ。茂梓云く。中臣字を柄
此眞中の御中よ。立て宜き。遣群卿者。從來如。嚴予取中事
君との御中よ。詔亦大臣所遣。群卿者。從來如。嚴予取中事
而奏請人等也。とあるも。中臣遣群卿者。從來如。嚴予取中事
れ古言と聞え。とあるも。中臣遣群卿者。從來如。嚴予取中事
下言於上。宣上言於下也。やあるは。職令大納言。義解ふ納
祝詞を掌依を申ひ。君の御言を君の御言を申ひ。納め。此れみ
の職事。而奉仕。馬とある。如し。信友云。此を以て。卜事
占之。神事の宗源。ある由を辨ふ。無らむ。祝詞を以て。卜事
ふて。聖幸ひ坐安。神此御慮。多悟る。便の無らむ。祝詞を以て。卜事
ふて。聖幸ひ坐安。神此御慮。多悟る。便の無らむ。祝詞を以て。卜事

連シ上五段。ふ出と云。けりて師も言れぬる如く。諸の姓
不。職業を取まると。地名ふ依ま依と。祖名を取ま依と。又
事を取。物を取。おせせると。種々ある中。此中臣か
どは。其職業ふ因まる姓也。信友按よ。舊中臣と云を
あり。ま。大中臣と云氏とも。為れる。下よ。云。卜部
の後。小氏と云れる。と。同じ趣あり。故。後。小。職名。遺り
て。中臣。壽詞。中。臣。祭主。正。四位。上。行。神。祇。大。副。大。中。臣。朝
臣。清。親。と。見。え。宮。主。祕。事。口。傳。抄。御。躰。御。上。差。文。書。様。の。処
ふ。も。中。臣。正。六。位。上。大。中。臣。朝。臣。實。名。卜。部。正。けりて神武天
六。位。上。卜。部。宿。祿。實。名。お。ど。記。由。見。と。り。けりて神武天
皇。紀。小。天。種。子。命。と。云。見。て。是。中。臣。氏。之。遠。祖。也。と。云。此
を。天。兒。屋。命。の。孫。よ。て。天。忍。雲。命。の。子。か。かく。て。此。史。の。神
り。忍。雲。命。此。事。を。第。百。四。十。三。段。小。見。也。かく。て。此。史。の。神
武。天。皇。卷。小。舉。と。る。宇。佐。津。臣。命。ハ。天。種。子。命。の。子。ふ。て。兒

屋命三世孫あり。孝安天皇卷小舉とる大御食津臣命を
四世孫伊香津臣命は五世孫梨迹臣命を六世孫崇神天
皇卷小舉とる神聞勝命は七世孫垂仁天皇卷小舉とる。
久志宇賀主命を八世孫大鹿嶋命は九世孫景行天皇卷
小舉とる臣陝山命は十世孫仲哀天皇卷小舉とる。雷大
臣命を十一世孫あり。あれ兒屋命は正統して支別の家
家いと多う。其不出とる。紀神功皇后紀あど小中臣鳥賊津連とる中臣を師説
も四人の名を連祢奉とる。餘の三人も皆姓を奉とまむ。
此も既小姓あり。本系帳ふ。欽明天皇の御世も常磐大
連公。始て中臣連と云姓を賜ふとあれども。然ふて非
じう。さて欽明紀も中臣連鎌子や云人も見えたり。さて

又後世までも姓のみあらば中臣と云職も。ちて天武天
有り。神祇官中臣あど。是あり。やあり。皇紀十三年十一月。中臣連賜姓爲朝臣とあり。但し此
あり。下ふ記せる師説
を見て思ひ辨ふべし。然まむ是と後。中臣氏の家。河内、
悉く朝臣の加婆禰とあまらうを思ふ。姓氏録天神
ふ。中臣連あり。餘書ふも中臣連と云る。彼此見えとま
ば。あ本れは。あはめ多うりし。此餘此姓をり支
別て。中臣方岳連。中臣酒人連。中臣大田連あどのあをひ。
中臣某と云姓多く。姓氏録小見とあを按ふ。此を各々
某く。別ある由あり。負るれは。實は中臣氏
よて。其職を仕奉れる故ふ。かく稱來まらあ可し。中臣

某と云びて直小大家連宮外連殖粟連志悲連おど云へ
るも多う正此等も委く在中臣某と称るむをまど直ふ
其連とばりも稱へるを其俣録されとりとおぢ
其同録の中み出亦中臣大家連中臣宮外連中臣志
悲連とも見え余書に中臣殖粟連おど何るを見て思
ひ辨ふべしさて天兒屋根命の子孫の外おも中臣某と
云姓のこまき見えとるを師もいふあ由より知ら
べと疑はれし然ることお依ふ就て熟思ふお此中
臣氏不殊ある縁ありしう或て其家おらぬ人も別ある
由ありて中臣の職業を仕奉れることおと有て負る
るを称れる類も多くまよ服部の孫の木圀造お縁ありて
仕奉る職あるを允恭天皇の御世お殊ある所以ありて
別お依る系脈人お服部連お姓を賜へおれど例も多う
正大抵系脈異しお起原を心どおおきて姓録を讀
ぞとく其姓を明らむるを問の心得ありて藤原祖と云ひて藤原祖と
書紀古語拾遺ふ兒屋命を中臣連祖と云ひて藤原祖と
書紀古語拾遺ふ兒屋命を中臣連祖と云ひて藤原祖と
兒屋命の正統と立ざ依ありさむり藤原の盛れる時

お擲れる古事記書紀古語
拾遺お依よ阿那多ふと
○藤原朝臣おて師説ふ天智
紀よ八年十月庚申天皇遣東宮大皇弟於藤原内大臣家

授大織冠與大臣位仍賜姓爲藤原氏自此以後通曰藤原

大臣辛酉藤原内大臣薨と何るお鎌足公お也
をも藤原氏を賜てぬ前の文お藤原内大臣家と何る
を誤ありこの上文お中臣内臣と何るぞ宜きさて鎌足
公ハ系図お依て考るよ上よ云る雷大臣命の子大橋
命の子阿麻毘舍御の子阿毘古大連の子真人大連此子
賀麻大夫公此子黒田大連の子常磐大連此子可多能子
大連の第一子御食子大連此子おて姓氏録お兒屋根命
二十二世孫と何るお符正但し世數を數ふる了就て心
留おくべき事あり其お雷大臣命お兒屋根命十一世孫
と姓氏録おあるお御子お忍雲根命お御孫の天種子命
ををわきて曾孫の宇佐津臣命を三世孫として數へと
る世數おて天孫本紀此世數おども此定ありはと鎌足
公を二十二世孫とあるお兒屋根命をゆ數すて二十二

世み何とる由あり此ををく心お得ざらむよむ姓氏録
を讀み疑あゆべきも此ぞ其を彼録みあう二さまお録
されこれバれり津島直の処其餘も天兒屋根命十四
世孫雷大臣命と何るを兒屋命とり數とるありかくて
世數の傳紛ひとるも多うゆえ家くよと奏上る世系を
悉くを能くし何を著て餘書せもと通也序も其趣見えたり
然れバ能く心を著て餘書せもと通也序も其趣見えたり
定むばきものありおて此氏不限らば万姓は係る説ぞ
りけり此時ふ藤原と云を賜へてしは此人一人のみと
お布あくて此後も中臣金連おと云人あて。金連を方子
予連の第一男おて右大臣れりしを壬申年の乱かくて
よ近江に御方よて斬れ其子も流されたりき
天武天皇十三年十一月ふ中臣連賜姓爲朝臣と見也。同
十月朔日ふ更改諸氏之族姓作ハ色之姓以混天下萬姓
一曰真人二曰朝臣三曰宿祢四曰忌寸五曰道師六曰臣
七曰連八曰稻置かくの如く定みられたる即其日守山
公おと十三氏ふ真人此姓を賜ひ其後おぎくお大三

輪公れど五十二氏ふ朝臣の姓大伴連おと五十氏ふ宿
祢の姓大倭連れど十一氏ふ忌寸の姓を賜ひ桑原村主
訶都槻本村主勝麻呂ふ連此姓を賜ひしことを見え又右の
て道師臣稻置おどの姓を賜ひしことを見え又右の
八色此餘の姓も此後もお布多し然れバ一ぬびかく定
免給ひしうとぬ全くお布多し然れバ一ぬびかく定
あるべしさて右此八色此中ふ初五と云しおと仁
を無き加婆祢あり但し人を崇て阿曾と云しおと仁
徳天皇の大御哥ふ宇知能阿曾と見え後よも万葉哥よ
平群朝臣穂積朝臣おと免り美を省るるあり眞人と
云稱もふるくをり有し免り美を省るるあり眞人と
瀛真人とあり宿祢も上代をゆ名お多く見ゆ道師を
神代紀ふ道主貴開化天皇の御孫よ丹波道主命あり欽
明天皇紀ふ道君を三チノウレと訓正然れど本をゆ此
稱有しお道師字字填られとるありかくの如く何れも
其稱はもととまり有たきとも姓の加婆祢とあまるを此
御世をり始まる事ありさて道師を此時八色此一ふ
定免れしうども此加婆祢の姓ハ後までも物お見え
とるこ此をゆ前ふ中臣連大嶋とあてし人を此後了
とれし

藤原朝臣大嶋とほまむ。朝臣姓を賜ひし時ふ。此等も藤原ふれまゐるふや。但し持統天皇紀ふも又中臣大嶋朝臣原手子連の孫許米の子あり。さて又臣麻呂を持統天皇紀三年此処ふも中臣朝臣と記し七年の処ふも葛原朝臣と記せり。あまらるを以て思ふ。藤原と云は始の布どは多し。稱号と云物の如く。正しく姓ふも非ざり。む故ふ。あ布中臣朝臣とも云し。あるべし。若然らば。武天皇の御世朝臣此加婆祿を賜る。処ふ。加あふ。藤原とも有べき事あるふ。中臣連とのみ有りて。別ふ。藤原を見え。然るを其時より後。藤原朝臣とも云る。を以て見ま。あ布中臣朝臣よて。姓氏録左京。藤原朝臣。別号の如くありしと聞也。藤原朝臣出自津速魂命三世孫。天兒屋根命也。二十二世孫師のとるふも。二十三世孫とあれど。そを世ふ。印本のほ。引ま。し。ふて。誤あり。故。今。信友が。校合。とる。古本。ふ依て。改免。奉。於。内大臣大織冠中臣連鎌子鎌足。古記曰。天命

開別天皇諡天智八年。賜藤原氏男正一位。贈太政大臣不比等。天淳中原瀛真人天皇諡天武十三年。賜朝臣姓。と見えと。或人云。鎌子。カマスと訓。ほし。魚名あり。や云るも。餘。よ。鮪尾。越入。鹿あどの例。とあれど。ひがことあり。近き。ころ。た。か。く。さ。る。此。異。し。き。説。を。云。出。て。学。者。の。耳。を。お。ど。ろ。う。に。倫。多。し。也。免。惑。を。さ。は。く。あ。と。勿。ま。さ。て。天。武。天。皇。比。御。世。ふ。朝。臣。の。加。婆。祿。を。賜。る。は。中。臣。連。あ。け。て。藤。原。れ。む。不。比。等。公。も。正。し。き。姓。を。あ。布。中。臣。れ。り。は。て。藤。原。は。大。和。国。高。市。郡。ふ。在。る。地。名。あ。り。也。此地のおと。允恭天皇。卷十一年。定。藤原部。とある。処。よ。委。藤原系圖。よ。藤原地名在大和国鎌足之所住。く云べし。也。と。何。也。ま。と。扶。桑。畧。記。ふ。鎌。足。公。の。事。を。云。る。処。ふ。其。家。郡。人。也。其。先。出。自。天。兒。屋。根。命。世。掌。天。地。之。祭。相。知。人。神。之。間。仍。命。其。氏。曰。中。臣。美。氣。古。卿。之。長。子。也。母。曰。大。伴。夫。人。と。何。ゆ。相。知。人。神。之。間。と。を。謂。也。御。中。取。持。於。由。あり。但。し。右。家。傳。の。文。扶。桑。畧。記。印。本。ふ。何。る。処。少。う。畧。れ。也。今。

古本亦仍久訂正して引於さて日本世紀
内大臣春秋五十碑曰五十有六とあり
と云姓也其居地の名小據れると云れり
以はくさく藤原此地名ふとれる事あり
説ふ續紀小阿曾美と書る處あり吾兄臣此意あり然る
よ上り引る天武天皇紀十三年此文小朝臣と書るを阿
佐意美の訓を借れる此みふて更よ此字の義小は非
さて後世小こまを何そんと唱但し此字をしも當ら
るは例此音便よ類れとるあり
とる小は朝廷此臣と云意を合然られと事も有はし
後漢書注獨断曰公卿侍中尚書衣阜而入朝者曰朝臣諸
營校尉將大夫以下不為朝臣あど何る小効ひて朝臣と
書くこと小定免給ひしあるべし故後世小此朝臣と
自うら等死やうふもれりと依あるべしあ不記傳三十

七卷廿九丁。○大中臣朝臣姓氏錄左京小。大中臣朝臣藤
原朝臣同祖也。師云文武紀二年八月詔小藤原朝臣
所賜之姓宜令其子不比等承之。但意美麻呂等者緣供神
事宜復舊姓焉。舊姓と云中臣をいふ宜復舊姓とあり小
臣と云さびしあるべし。さて此段の初小引る延喜奏
進中臣系図解状小加以此氏供奉神事良有以矣苟非其
人恐致咎崇と云て下小此文武天皇紀文を引て以是按
之復舊良有以矣何者天平宝字五年所進本系帳云高天
原初而皇神之御中皇御孫之御中執持伊賀志梓不傾本
末中良布留人稱之中臣者復舊之由惟其義也と云るを
此の思ひ合せて中臣の神小供奉る神護景雲二年六月
詔小因神語有言大中臣而中臣朝臣清麻呂兩度任神祇
官供奉無失是以賜姓大中臣朝臣と見えと也。此小神語
とあり也

大祓詞あり。さて系図に依て考ふる。兒屋命より二十世中臣可多能祢大連。子三人有て。長を御食子大連と云。此を鎌足公の父あり。第二子を清麻呂と云ふ。意美麻呂は。因子大連。此第二男。清麻呂は。その第七男あり。かゝるまは。藤原家を。兄の系脈。大中臣家を。弟の系脈。此なり。さて又延暦七年。此処。前右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂薨。曾祖因子。小治田朝臣小徳冠。父意美麻呂。中納言正四位上清麻呂。天平末授。從五位下。補神祇大副。云々。神護元年。仲滿平。後加勲。四等同年十一月。為神祇伯。景雲二年。拜中納言。優詔。賜姓。大中臣。寶龜二年。拜右大臣。授從二位。尋加正二位。清麻呂。歷事數朝。為因。舊老云々。今上即位。重乞。躰骨。詔許之。薨時。八十七。と見也。師の引れとる文。ふ。兩度。任神祇官。と。何る。天平末。ふ。補神祇大副。とある。と。神護元年十一月。為神祇伯。と。何れを云ふ。あはべし。○按。ふ。もと。唯。中臣。あ。は。是。と。此。人。の。子。孫。を。大。中。臣。し。を。此。時。大。字。を。加。と。る。○津嶋直。お。朝臣。ハ。ハ。あ。不。次。く。ふ。支。別。と。る。家。れ。多。う。る。○津嶋直。お。は。姓。氏。録。天。神。授。津。因。ふ。津嶋朝臣津速魂命三世孫天兒屋根

命之後也と見え。其雜姓中ふも。津嶋直天兒屋根命十四世孫。雷大臣命之後也。と。何る。よ。依て記せ。此の十四世。と。り。數。へ。と。る。あ。は。こ。を。上。け。て。此。姓。の。起。は。決。く。出。自。は。ふ。委。く。辨。ず。お。け。る。が。如。し。け。り。此。姓。の。起。は。決。く。出。自。は。對馬。因。と。り。出。と。依。族。ふ。て。居。地。を。氏。と。せ。る。ハ。ハ。其。を。ま。お。光。仁。天。皇。紀。天。應。元。年。七。月。の。條。柴。原。勝。子。公。が。上。言。ふ。子。公。等。先。祖。伊。賀。都。臣。是。中。臣。遠。祖。天。御。中。主。命。二。十。二。世。之。孫。此。其。出。自。を。天。御。中。主。命。に。係。と。る。由。を。此。段。の。初。論。へ。る。が。如。し。ま。と。此。二。十。二。世。之。孫。と。何。る。を。舊。事。紀。に。拠。て。造。れ。る。後。の。系。図。に。合。せ。見。れ。ば。世。數。此。符。ふ。多。以。て。彼。系。図。ど。め。み。見。え。と。る。津。速。魂。命。を。り。以。前。の。妄。作。神。名。を。信。ぜ。る。人。も。あ。れ。ど。彼。を。此。符。意。美。佐。夜。麻。呂。之。子。也。伊。賀。都。臣。と。造。る。も。の。あ。る。や。神。功。皇。后。御。世。使。百。濟。便。娶。彼。土。女。生。一。男。名。曰。日。本。大。臣。

遙尋本系歸聖朝時賜美濃國柴原地以居とあるを顯宗
天皇紀三年の處に日神月神の御誨に依て高皇產靈神
に御田を獻じ給ひ壹伎縣主先祖押見宿禰と云ふ對馬
下縣直と云ふ祠らし給へる此事顯宗天皇卷委云べしまに神
名式に對馬嶋下縣郡に雷命神社能理刀神社ありて上
縣郡に太祝詞神社のありを思ひ合はるに雷大臣
命神功皇后の御世百濟國に御使に行れぬと云ふ其子
孫對馬國にも遺り返して對馬縣直とある流の津島直氏子就
てを混ハしき事あり其をまが古事記に建比良島命を
津島縣直祖と稱す此は他書に見ざる傳あり彼島
の社どもにも地名も更により由ありげあり事あるれ
む決然て誤れる傳あるべくおぼやまと國造本紀に津

島縣直檀原朝高魂等五世孫建弥己命改爲直とあれ
ど是亦いとわ不於うあき傳ありて少くも思ひ合はるべき
事あり建弥己命と云ふ更により考ふべき便あり顯宗天皇
きた此も決して紛ひとする傳あるはくおぼや
御世をどと云ふ前其氏人の別して大和國に住らむ
故に其に高皇產靈神を祭ふ給へるあるはくまに津
國にも移住してしぐ姓氏録に載られと依津嶋直津嶋朝
臣あるはしかくて津國にて其故事を尋ねるに神宮雜
例集に聖武天皇天平十二年四月五日春日御社奉遷壽
久山御社是右大臣大中臣清万呂御致仕籠居攝津國島下郡壽久郷之間住家近所奉崇也との
る此に春日御社は清麻呂公の氏神あり故に此由下委云ふ
其家の近邊にもせむとて春日社の御靈を分け遷

あるふて。其を壽久山御社ヲ併せ祭られしを。決て由の
依事とぞ所思とる。其を此壽久山御社と申すハ。式小島
下郡。天石門別神社。須久く、神社二座。阿爲神社と竝ヘ載
られとる。須久く、神社是也也。朝野群載ハ天永三年撰津
郷あり。此社を今宿久庄。かく竝とる。小就て按ふ。須久
鳥羽村と云よ在とぞ。かく竝とる。小就て按ふ。須久
久社を元來モトヨリ兒屋根命を祭れる社を依故よ。清万呂公の。
此處小住れしとぞ。春日神を相殿小併祭られとる。を
非じく。其を此竝坐る天石門別神を。上よ云依如く。兒屋
根命の外祖父ミハカタオホサ小坐ませむ縁何也。まよ阿爲神社を。姓氏
録津。因別。小中臣藍連雷大臣命十三世孫。大江臣之後也と

あるを思ふ。小雷大臣命を祭れるからむと所思とゆ。其
を阿爲神社の在地を雄略天皇紀。三嶋郡藍原アキハラ和名抄
小島下郡安威阿とある地よ。縁あまむ也。即今も安
威村と云
よ在て。日苗森明神を称と。帳考小云也。まよ陵式よ。島上
郡三島藍野陵。まよ元亨釈書よ。撰州藍原山と云も見え
たり。○因小試よ云。藍原といふ地を。決然て藍よ由ある
地名とおぼゆる。小就て考ふる。藍連と云。姓を此地に。藍
を殖とせし故。負る姓あらむ。まよ其藍は。吳藍なる
べし。その姓を録。小吳公雷大臣命之後也。とあまむ。彼百
濟因小渡らせり。時。吳藍を取歸られし功。お依て。
其子孫。小吳公藍連。おどの姓を賜へる。よむ。阿海使吉士
おぼゆ。れ。おあり。孝徳天皇紀。白雉五年七月。西海使吉士
長丹賜姓。為吳士。と見えとる。を。彼處より参來れる人。小
賜へる。あり。此を。彼處より歸れる。おれ。然る由。小て。ま
吳氏を賜ひ。む。さ。ま。と。此は。いと未。し。き。考。れ。り。ま
と同抄。小嶋上郡。及武庫郡。小兒屋古也。郷を云あるも。由の

ゆげれ也。信友云朝野群載十小撰津国島上郡兒屋郷と
年中當宮院宣云撰津国小屋小林庄と跋殿辻條云養和
命比彼国不行れし小由あてておぢ也。まゑ東生郡小酒
氏録中臣酒人宿祢天兒屋根命十世孫臣狭山命之後
也とある小由ありげ小聞え式小島下郡小大田神社あ
る中臣大田連けて神宮雜例集比右小引依文の次小
孝謙天皇天平勝寶八年三月十一日春日御社奉祭鎮於
伊勢国度會郡津嶋崎也。是宮司從五位下津島とあるを
朝臣子松所申請也
右の須久く神社小并祭れる春日御社を伊勢大宮司津
嶋朝臣子松が申請て伊勢度會郡小遷とる由あり。然れ
久く社の相殿小坐した小
拔る小十六年此間あり其を御託宣の有し小依て申

請ふふや。さる例をいと多う也。かくて其遷祭れる地を
津嶋崎と云を津島氏の拜祭れる社の在る地
あれぞれけて右の次文小桓武天皇延曆十六年八月三
日官符移立離宮院於度會郡湯田郷之時伴社。神名式官
舎神社よ
れありと考
證小見也自津嶋崎奉遷鎮彼院西方也。于時祭主参議
祇伯大中臣朝臣諸魚宮司正
六位上中臣朝臣眞魚等也
六年二月廿一日薨五十一と系図小
あり此小八月云くとある小合ハ此を彼津嶋崎小遷
奉れる社を再湯田郷離宮院西方小遷鎮祭とる由ありて。
まきまと由縁ありて所思と也。其を大神宮式大神宮の
所撰二十
四座小湯田社とある祭神を内宮儀式小稱鳴震電イカサチトと
也。此鳴雷神モヒトリ云は主水司小祭る神よて決ク兒屋根命

の御子。天忍雲根命あるはく所思^{オボユ}るを。此由第四百十三段に委く云べし。
 此神坐^カ地小遷せ依^{ヨシ}え縁有^{ヨシ}て聞^キれぬあ^ハ也。信友云。
 今も度會郡湯田郷。小俣村ある離宮院の境内小。春日社
 あり。小俣村の舊名也。宇羽西村と云り。其^レ二所大神宮神名略記^ニ。離宮
 院坐^ス中臣氏社四座在^リ院西^ニ。或云春日社元在度會郡津島。延曆十六年遷此地。四
 月十一日上申祭之とあり。ま^レ河内国茨田郡小津嶋部
 神社と云も式^ニ載^シさまと^レり。此^レ津国^ニ隣^ナき^ニ因^リて津
 嶋氏小由緒あり神ありべし。文徳天皇紀。河内国堤津島女神とあり。同神にて。女^ノ部^ノ借^リ字^ニあり。借^リ字^ニ云^フ也。伊豆^ノ部^ノの^レ処^ニ注^ス。○壹岐直^ハあ
 ち^ハ姓氏録^ニ右京^ノ天^ノ神^ニ。小壹岐直^ハ天^ノ兒^ノ屋^ノ根^ノ命^ニ九^ノ世^ノ孫^ニ雷^ノ大^ノ臣^ノ之^レ後^ニ

也。とあり小依^テて記^セせ也。九世。津国生田首條もか。此くあまど共傳の誤あり。
 氏人の物見^エと依^エま^レ古^クは應神天皇紀。壹岐直^ハ眞
 根子と云人見^エ。一本直の下。祖字あり。上^ハ小^ハ云^フ顯宗天皇紀。壹
 岐縣主先祖押見宿禰といふ人。高皇產靈神を祠らし
 免給^テ牙^ヲる^ルま^レと^レは^レと^レ万^ノ葉^ノ十五^ノ小^ハ壹岐嶋雪連宅満と云人
 見えと依^ルれぞあ^ハ也。雪^ノ即壹岐あり。和名抄。壹岐島由岐とあり。此^レ因^リの^レあ^ハと^レ。第八段。委^キ注^スへ。あ^ハ次^ク小^ハ註^ヲを見^テ思^ヒ辨^ブべし。○四因^リ上^ハ部^ニ。
 卜部と云。天兒屋根命此傳へ給^テ牙^ヲる^ル卜^ノ術^ヲを傳^ハハ^レと^レる
 氏人の卜事もて奉仕^スる部^ヲを云^フ稱^ナあ^ハ依^ルぐ。其部の族^ヲ此
 氏とせるを。後小加婆禰子賜^テ依^ルれ也。其趣を下小次^ク云^フべし。あ^ハ上^ハ小^ハ

見_ルと_ル説どもをも合職員令。神祇官の雜任小。卜部二十
せて思ひ辨ふべし。義解。長上約、在其中と見ゆ。長上を正しく人を
人ぞ_レ何_レ也。長上と云ひ畧きて。卜長と云ひ。まゝと龜卜、長
上とも龜長をちて卜部を云ふ也。此古_レ死物小見と_レ依_レて
もいひ效へ_レ也。基肆長岡、神社の條。肥前風土記。纏向日代宮御宇天皇。御謚景行
肥前風土記。纏向日代宮御宇天皇。天皇小坐
り。自_レ高羅行宮還幸而在酒殿泉之邊於此薦膳之時御具
甲鎧光明異常仍令占問卜部殖坂奏云。此地有神甚願御
鎧。天皇宣實有然者奉納神社可爲永世之財。因號永世社。
後人改曰長岡社也。何_レ也。此甲冑を納、とる子る故事法曹
卜部と云ふ也。此古_レ聞えとるは。古_レ書小見ある處
也。但し此_レ職_レちて職員令、義解よ。凡_レ灼龜占吉凶者。
氏_レ詳あら_レび。

是卜部之執業也と見え。寶龜六年格。勅卜長上。右簡定
卜部等。中推卜。尤長二人。以任長上。永爲恒例。臨時祭式。小
凡宮主取卜部堪事者任之。其卜部取三四。卜術優長者。伊豆
五人。壹岐五人。對馬十人。○職員令よ。若取在都之人者。自
二十人とあると都合の員合へり。非卜術絶群不得。輒充ふと見えと_レ也。さて宮主口傳抄云。
大嘗會。因郡卜定者。最初之公事也。當家副官。氏人可參陳
事也云く。抑内宮主者。依爲朝家之重職。超越父兄上首勤。
悠紀。大使也。氏長者勤。主基。大使。第二官人者勤。悠紀。小使。
第三官人者勤。主基。小使也云く。大記者朝家之重事。當家
之大事也。近則文和三年。大祀主基。小使事。前下總守兼繼。

宿禰。雖相當其仁龜。卜已中絶之間。兼豐猶子兼繁勤仕畢。
也云ことも見也。宮主とト長と一ツと思ふ。臨時祭式
ト長上季祿馬料月料及ト部御巫等衣服者以神稅充之
但宮主月糧以宮田給之。ト部御巫等衣服者以神稅充之
さて宮主と云義いまだ思ひ得。若く稻田宮
主の義うま。ト口傳抄。大宮主と云ふも有り。ちて四圀
ト部と云依。大祓詞。ま。大嘗會。中臣壽詞。小見えて。此
等いぞ古記詞。おめ。万多儀式。二季。晦日。御贖儀。二季と
と十二月の。下。喚。中臣稱唯。率。文部四圀。ト部入。宮主在
せあり。御贖條。よも然。有り。同條。小。輔更入。奏。曰。輔と。ト
の輔。宮内省申久。御贖物進止。神祇姓名大和河内乃忌寸。
四圀乃ト部等。率。天候。止申退出云くと見え。延喜。宮内省

式。小もかく有て。末文は云く。率。天候。止申。中臣等入。行事。
如常儀。畢。退去。餘月晦日。奏進。御麻儀亦同。と見え。ある。が。如し。但し。餘
云くと云ること。儀式。よ。見え。矣。此。餘月の。晦日。も
あ。ば。て。の。儀。此。同。じ。き。由。り。て。ト部。の。四圀。ある。を。あ。べ。て
率。と。云。る。ま。で。小。開。れる。文。小。は。有。は。ら。び。儀。式。よ。大。祓
儀。六。月。十。二。月。並。同。但。臨。時。大。祓。者。不。令。申。刀。祢。數。と。あ。る
を。も。思。合。然。流。を。上。小。引。ぬ。る。臨。時。祭。式。小。其。ト部。取。三。圀
ト。術。優。長。者。云。く。若。取。在。都。之。人。者。云。く。と。あ。は。れ。よ。據。て。彼
四圀。ト部。と。あ。る。を。既。く。と。人。皆。の。疑。ふ。あ。や。れ。る。を。大
祓。詞。後。釋。小。う。此。伊。豆。壹。岐。對。馬。此。三。圀。あ。は。れ。よ。在。都。の。ト
部。を。加。了。て。四圀。と。云。る。れ。る。べ。し。と。解。れ。お。ま。ど。如何。あ
ら。む。式。よ。若。取。在。都。之。人。云。く。と。あ。は。れ。を。既。小。ト部。の。人。れ。

神祇官は官人とありと依ぐ。其裔のあふ都下も住るが
有を。元暦の神祇官年中行事御躰御上此條より上部官人
氏人等参本官始之とあり上部官人と云神祇官あ
る官人氏人と云上部氏人の官は喚おる依ぐ。三圍の十
部どもの障あてて。缺ある時あども。上部の員は充られ
ぬる事のありしう。其を恒の例あらぬ故に式
よは載られざる依依べし其が中を
正。宮主は爲されむを。輒の良熟事をまむ。殊は其卜術の
絶群ある依を。撰ま依ぐ。由あるはし。令集解を引る古記ふ。
津嶋上縣京上部八口。下縣京上部九口。伊岐京上部七口。
伊豆上部二口云。按、上部の員二十六人あり。員の字
よ誤あるふや。まよ如此定免給へる
時も有しふや。とあり。此文は。津嶋伊岐の京上部とあり依
今考へるらる。

は。其圍くとて。都下上居れる由ときまふ也。伊豆の下
も京字此有
し。脱とるよや。まよ所由ありて。伊豆ある
をむ。常に京に置れざりし時。も有しよや。はて上引
ぬ如く。臨時祭式は。上部を。伊豆五人。壹岐五人。對馬十人
とあるは。職員令は。上部二十人とあるや。其員合へまむ。
延喜式も。令は。依りしあり。はて四圍上部と云るは
や。上云る如く。大嘗會と。大祓儀式と。のみ聞えて。
殊更は。四圍と云るは。大嘗會を云も更あり。大祓も。上古
とて。殊は重た儀式あるが故ふ。神祇令大祓條より上部為
解除とありて。此時は上
事奉仕る由を見え。祓と云。此は四圍上部を云る事を證
さむとて。引出と依あり。按、古は大祓も上部の卜事
をも仕奉りあるが。後、革りて。解除のみを爲ることと
依あるからむ。いまど證を考へ。宮主祕事口傳抄

康安二年上^レ部宿祢兼豊主の清書^ハ六月廿日節折の條
^ハ大祓詞を記され^ルも^ハ四^ノ國^ノ上^ノ部^ノとありて^ハ後醍醐
院^ノ在位文保二年六月廿日任^テ延喜式江次第^ノ與行被^レ
一度^ノ之後^ハ又一^ノ向如^ノ形也^ハ彼記^ヲ爲^シ後覽^ノ記^ヲ入^レ之^トあり^ニ彼三
國^ノあり^テ餘^ノ一^ノ國^ノあり^テ上^ノ部^ノを喚^メ上^メ具^テ奉^シ仕^ラせ^給予
ぬ^ル亦^ハ可^シ也^ハ京^ノあり^テ雜^レれ^ル亦^ハ加^テ予^テ四^ノ國^ノと云^まじ^き
殊^ニ更^ニ四^ノ國^ノと云^る也^ハ恒^ノの例^ハ替^リて^ハ其^ノ儀式^ヲを重^ク其
せ^らゆ^ル由^ヲよ^テあ^らう^云り^と聞^ゆ也^ハ決^メて^ハ由^ハあり^テ事^ハなり^ニ其
を^レ彼^ノ三^ノ國^ノあり^テ今^ハ一^ノ國^ノは^ハい^ちぢ^ぢぞ^と云^ふ常^ノ陸^ノあり^テ上^ノ部^ノ
部^ノあり^テは^ハし^也也^ハ谷^ノ川^ノ士^ノ清^ノの和^ノ訓^ヲ葉^ハ上^ノ部^ノの傳^ハ也^ハ對^シ馬^ノ傳^ハ伊
ども^ハ俱^ニ往^テ古^ノ々^リ此^ノ秘^ノ術^ノあり^テ由^ハ云^ふ也^ハ然^らば^ハ神^ノ祇^ノ官^ノ
ゆ^ゝこ^ゝ何^ノも^ハ扱^テ云^ふる^も聞^まず^し也^ハ然^らば^ハ神^ノ祇^ノ官^ノ
恒^ハは^ハ彼^ノ三^ノ國^ノを^レ置^レて^ハ其^ノ常^ノ陸^ノあり^テ殘^レ置^レれ^ば亦^ハい^ふ
ふ^と云^ふ其^ノ鹿^ノ嶋^ノ神^ノ宮^ノに^ハ奉^シ仕^りて^ハ殊^ニあり^テ由^ハあり^テの^ハ故

ふ恒^ニ其^ノ神^ノ宮^ノに^ハ此^ノみ^ノ仕^ヲ奉^ラし^テ終^ニる^ニ朝廷^ノを^レ重^キ儀式
の時^ハに^ハ此^ノみ^ノ召^シ上^テ奉^シ仕^ラせ^給へ^るあり^テは^ハし^也也^ハ内^ノ藏^ノ寮^ノ式
取^テ祭^ノ條^ノ下^ニ鹿^ノ嶋^ノ社^ノ宮^ノ司^ノ祢^ノ宜^ノ各^ノ一^ノ人^ノ物^ノ忌^ノ一^ノ人^ノ云^ふと
あり^テ上^ノ部^ノを^レ載^レられ^ばざる^を思^ふ予^ハ此^ノ考^ヲ立^テぐ^とし^いか
が^と難^シむ^ル者^ハも^ハあり^テあ^らむ^ル件^ノ式^ハ載^レられ^ばある^ニ神^ノ祭
ふ^ちお^きて^ハ賜^ハ料^ハ此^ノあり^テ式^ノの限^ヲを^レ奉^ラま^すと^るよ^テ上^ノ部^ノを
其^ノ例^ハに^ハ非^ズざ^らぬ^也亦^ハ加^ラら^ず其^ノ抑^ハ此^ノ國^ノの^ハ上^ノ部^ノは^ハ鹿^ノ嶋^ノ坐^ス健
稱^ヲを^レ載^シま^さげ^るあり^テべ^し也^ハ抑^ハ此^ノ國^ノの^ハ上^ノ部^ノは^ハ鹿^ノ嶋^ノ坐^ス健
御^ノ賀^ノ豆^ノ知^ノ命^ノ神^ノ社^ノに^ハ天^ノ兒^ノ屋^ノ根^ノ命^ノに^ハ御^ノ裔^ノに^ハ神^ノ事^ノ仕^奉れ^る
が^中に^ハ後^ニよ^テ上^ノ事^ヲを^レ持^分て^ハ奉^シ仕^る族^ヲを^レ上^ノ部^ノと^云て^ハ既^ニく
當^ノ國^ノに^ハ在^シと^聞ゆ^也然^ニ思^ふ古^ノ事^ノの^ハ證^ヲを^レま^ぢ常^ノ陸^ノ風^ノ土^ノ記^ノ
香^ノ嶋^ノ郡^ノの^ハ下^ニに^ハ崇^ノ神^ノ天^ノ皇^ノ御^ノ世^ノに^ハ香^ノ嶋^ノ大^ノ神^ノに^ハ御^ノ識^ノの^ハ御^ノ言^ヲ
を^レ大^ノ中^ノ臣^ノ神^ノ聞^ノ勝^ノ命^ノに^ハ聞^得て^ハ天^ノ皇^ノに^ハ奏^スる^を始^メ倭^ノ武^ヲ

命此時。同神の中臣、臣狹山、命。御託宣ツクの正ツクし。あま。神
勝命。兒屋根命。七世孫。命。其曾孫あり。さ
て臣狹山命の父命。此名を大鹿島命と云も。此地名を負
正と聞也。まむ。此神。ま。孝徳天皇御世。己酉年。大乙
上中臣子。大乙下中臣部。免子。あど云人等。孝徳天皇の己
酉年。其御世
の大化五年。大乙上。大乙下。其年。不。定。られ。と。る。位
階。此中。よ。して。今。の。階。不。配。あ。ら。む。は。八。位。む。り。り。や
當。る。べ。き。さ。て。上。あ。る。中。臣。下。總。因。此。海。上。郡。を。割。て。香。嶋
此。下。よ。決。て。字。脱。と。あ。べ。し。大。神。の。神。郡。を。置。あ。る。は。と。久。慈。郡。の。下。不。至。淡。海。大。津。天
朝。光。宅。天。皇。之。世。遣。檢。藤。原。内。大。臣。之。封。戸。と。あ。る。を。天。智
天。皇。此。御。世。不。して。内。大。臣。を。鎌。足。公。あ。す。此。を。世。繼。物。語
不。鎌。足。を。常。陸。の。生。き。不。して。鹿。嶋。不。を。氏。神。あ。す。と。云。る

ふ由。何。正。ま。と。下。学。集。よ。も。鎌。足。公。常。陸。因。鹿。島。郡。人。也。と
地。あ。る。由。當。因。の。誌。よ。見。え。と。る。を。合。せ。考。ふ。れ。む。此。ち。て
公。も。本。を。常。陸。不。坐。せ。り。と。聞。え。て。由。あ。る。こ。と。あ。り。ち。て
常。陸。因。不。して。天。兒。屋。命。の。裔。此。鹿。嶋。香。取。の。神。宮。不。奉。仕
正。は。と。ト。部。と。あ。す。あ。め。り。し。趣。の。正。しく。書。不。見。え。と。る。を。
當。因。風。土。記。香。嶋。郡。の。條。不。年。別。四。月。十。日。設。祭。灌。酒。ト。氏
種。屬。ト。部。の。事。を。漢。文。男。女。集。會。積。日。累。一。夜。樂。飲。歌。舞。其
唱。云。安。良。佐。賀。乃。賀。味。能。彌。佐。氣。多。畢。多。義。止。伊。比。祁。婆。賀
母。與。和。我。惠。比。爾。祁。牟。此。を。あ。ら。ち。の。神。の。御。酒。給。度。神
社。周。匝。ト。氏。居。地。體。高。敬。東。西。臨。海。峯。谷。犬。牙。邑。里。交。錯。と
見。え。此。文。不。神。社。と。あ。る。を。香。島。大。神。社。の。こ。と。ふ。て。此。を
其。を。祭。る。由。の。文。あ。り。ト。氏。居。地。體。云。と。せ。云。る。文。の

さま上部の舎屋此元正天皇紀。靈龜元年此條。常陸國
多りりし趣あり。久慈郡占部御蔭。万葉二十ふ。常陸國茨城郡占部小龍と
いふ氏人も見と。同次よ占部廣方と云人の哥もあり
防人部田口朝臣大戸グ進歌とてあり中よ占部虫麻呂
と云人の歌もあり。おれも隣き常陸を移る氏人あ
るべ。聖武天皇紀。天平十八年。常陸國鹿嶋郡中臣部二十
烟。占部五烟賜中臣鹿嶋連之姓。まと光仁天皇紀。宝龜八
神。社祝正六位上中臣鹿嶋連。大外從五位下。常陸國鹿島
とも見え。持統天皇紀。鹿嶋臣と云見えと。王葉寬喜
元年五月一日此條。二條中納言來申。香取神主問事。當
時神主本流中臣也。助道者大中臣也。鹿嶋神主餘流也。而
康治之頃中臣氏無其仁之時。掠申子細。拜任後二代。雖似

相續中臣氏互相交補也。云々と見えぬ。まと東鑑。建久
島社。祿宜中臣親廣と云も見とり。さて續紀。天平字二
年九月丁丑。常陸國鹿島神奴二百八十人。使為神戶。姓氏
錄。撰津國神別ふ神奴連。天兒屋命十一世孫。雷大臣命之
後也。とありむ。由あることあり。まと公事根源。武雷命。鹿
島をり。大和を出坐。依事を記さまある下に御從みハ中
臣連時風秀行と云人ありとあり。都てを信がとき説も
交れくど中臣氏人の事を云る。由ありて然云しある
べし。まと東大寺奴婢帳。天平勝室二年の治部省牒の文
み。下に総に國香取郡神戶大槻郷。戸主中臣部眞敷と云も見
えとり。さて大中臣といひ中臣と云。中臣部を云も共み
天兒屋命の裔あり。○天智天皇紀。十年三月の処に甲寅
常陸國貢中臣部若子。長尺六寸。其生年丙辰。至此。歲十六
年也。と云。光仁天皇紀。寶龜八年七月此下。内大臣藤原
朝臣良繼病を叙其氏神鹿嶋神正三位。香取神正四位上。と
あるは。天兒屋根命の御裔として。鹿嶋香取神をさして。

氏神と記されぬ也。上の引る世継物語も鎌足の常陸
ひ神宮雜例も中臣神鹿島神社香取神宮と何也但
し氏神と云ふ二ありてお倭を其祖神をいへぎもま
と其生土の神おどの類故ありて專と祭る神多も云り
其た氏寺と云類れり藤原家より多鹿島香取神を氏神と
云は其生土の上件引出る書ども見えぬる趣を思
ひ合せて香嶋神宮も中臣氏の仕奉れ依ち古死こやふ
多其中臣部の中もト部れ有て京も參上也其事も仕奉
べらむおを曉る也。香島神も中臣氏の仕奉れる事
まと崇神天皇卷神聞勝命の由ち第百廿九段香島宮の處
の處も注を見て知べし。ち了對馬ト部を雷大臣命と
ゆ出と也と聞ゆ其ち此命は津嶋直祖ありこや。姓氏錄
小見えぬれ也。是とり支別らむおをは灼然をれ不由何

る事ども採集せて云はる。系圖も雷大臣命足中彦天皇
之朝廷習大非之道達龜ト之術賜姓ト部令供奉其事と
見え。此文の意ち雷大臣命習大非之道亦達龜ト之術故
るを文拙くて紛られしく聞ゆこを著て読辨ふべ
し本とり家の業あれむ大非の事も熟習ひ居られる也
事をさるもれよて亦漢土れ龜トの事をさへ不知まと
りと聞ゆ其ち此も諸書を引て云ふ如く神功皇后御世
著し韓國を此文も足中彦天皇之朝廷も關り云ふ也彼
太后の韓を征給へる不どもあ不足中彦天皇の御世と
云ふしらむあり但し賜姓ト部と云ふるもいかふお不也
此を賜ふままでもあく本と部の職業あれむありちて龜
トの事を第五十二段鹿トれ處も委く云へ也き合せ考
ふべまと度會延經が神名式考證も對馬嶋下縣郡雷命
神社を當國社家神名帳云今豆酸郷も在也。豆酸大明神

と云。今豆酸村にて龜トを爲る佐岩氏正月其社ヲ詣
て此神を祭りト多矣るあり龜トを雷命とて傳ハ
レ。雷命はト部神にて神功皇后ミイナト從ひ。三韓ト渡レ。當圀
阿連村ト住給予ゆ。と云傳。とゆと云ひ。對馬の儒者雨森
也。當圀のト部の事を相傳。神功征韓留ト者十家於此地
云。今僅存二家其人乃畎畝之家既無書籍口相傳其詳
不可得而知。對馬人藤齊延グ龜ト傳ト。當圀ト部在昔神
功皇后三韓征伐の時。雷命皇軍ミイナト從ひ。韓とゆ歸レ。當圀
下縣郡佐須郷阿連村ト留レ。龜ト術祭祀法を遺し給ヘ
レ。其子孫のト部。今ト術を傳ヘ多レ。其ト部。上古八十
家あり。式。ト部對馬十人とあり。符符。清和天皇紀貞
麻呂と云人新羅圀ヘ捕られて行ト。其家絶て。中古五家
ゆしダ。逃歸レ。とること見えたり。

あレ。今僅ト一家存せレとあり。上ト云る雨森氏説よ
由あり。其後まト一家絶とるふや。吾友興田吉從云。豊前
宇佐八幡の社人の語れるを彼宮の神主を定むるよを
對馬とてト部を迎へてト定むる例あり。其ト部是等此
を爲る処も常ト營レおくを語まレと云へり。是等此
傳を續紀よ。伊賀都臣神功皇后御世使百濟とあり。依ト合
せて思ふ。雷大臣命は韓ヘ渡レ。韓とゆ歸レ。對馬嶋
ト逗ゆ。其子孫津嶋直姓を稱ゆ。其ト部ト事を持分て。
ト部ともあれる事は違有まじくある。式ト下縣郡ト雷
ト能理刀神社上縣郡ト太祝詞神社あるト天兒屋根命
ト坐て其ト祖神といひ殊ト神事ト事トおきて祭れる
あり。ちて壹岐ト部は姓氏錄右京天神ト。壹伎直天兒屋根命
九世孫雷大臣之後也とあり。同祖の派トふて。此も雷大

臣命をゆ出さす。其を清和天皇紀。貞觀五年九月此下。壹岐嶋人。石田郡人。宮主外從五位下。十部是雄。神祇權少史。正七位上。十部業孝等。賜姓伊伎宿禰。其先出雷大臣。命也。と見え。同十四年四月此下。伊伎宿禰是雄卒。是雄者壹岐嶋人也。本姓十部改爲伊伎。始祖忍見足尼命。始自神代供龜卜事。忍見足尼。上ある津島直の下。引る顯宗天皇紀。壹伎縣主先祖。押見宿禰とある人あり。さて此文。自神代供龜卜事とあるを誤あり。厥後子孫傳習祖業。備於十部。是雄十數尤究其要。日者之中可謂獨歩。日者とハ卜事を語あり。史記。其傳あり。備於十部とある。部を職名あり。嘉祥二年爲東宮宮主。皇太子即位之後轉爲宮主。貞觀五年授外從五位下。十一年敘

從五位下。拜丹波權掾。宮主如故。と見え。とす。後の錄ども官人。此氏人見えて。宮主とあるも見ぬ。是雄業孝。あどの子孫の。おおも祖業を傳習して。世々京に住て。ト事仕奉れる。ゆるべし。臨時祭式。十部。在都之人とあるも。かくる族の人。云ある。此を思ふ。壹伎十部。をも雷大臣。命此裔。壹岐直祖。忍見足尼とゆ出ぬ。とす。中。ふ是雄業孝等ハ。本祖の氏加婆禰を賜する。ふぞ有る。依。壹岐嶋。対馬。遠うらぬ海中の島あり。と。然有る。は。ちて袖中抄。加茂縁起を引て。志貴嶋御宇云く。勅十部伊吉。若日子。令ト。と云ふとも見えぬ。とす。志貴嶋と。欽明天皇の宮敷坐る地の名あり。ま。方葉十五。雪連宅。滿。新羅へ使さ。時。壹岐嶋。ふ到て。身失るを挽む長歌。和多

都美能。可之故伎美知乎云く。由吉能安未能。保都手乃宇
良敝乎可多夜伎弓。由加武止須流爾云く。壹岐を古く由吉とも云り。
此雪連も。壹岐直と同氏人よて。壹岐嶋人ある。都をり
新羅子遣さゆ。海路ふ便ある。己が産土此嶋子立よて
ある間ふ。病よ遭へる。れらむと思はる。ふ。同度の別あ
ゆ長歌よ。大和、因ふして。家人の待居らむ由を詠とれむ。
彼嶋ふ住ある時の。おとふを非也。但し彼嶋ふ由緒ある氏人。や有らむ。
ちて反歌よ。伊波多野よ宿。ける君。云くと。何をは。石田ふ
夫。身失と。依趣あて。さて其処ある山ふ葬とる状も。今一の長哥反哥ども見たり。石
田は。上り引る清和天皇。紀ふと。依よ。是雄。業孝等が出と

る郷あて。宅満が上をトテとるも其処あるト部よ。負せたりしを依べし。ちて伊豆ト部
を。津嶋ト部の攝津。因ふ徙て住とてし。伊豆、三嶋神社
を。彼因ふ遷祭られし時よ。別ゆある。げく所思とて。其を
伊豆三嶋神社の本社也。式に攝津、因嶋下郡。三嶋鴨神社
と。この社ふて。此を鴨積羽八重事代主神。ふ坐を。同郡ふ。
天石門別神社。須久く。神社。竝坐て。須久く。神社は。兒屋根
命あるべく。かく竝坐ひおとを。石門別命は。兒屋命。此外
祖父ふ坐まひ縁よとる事ある。げき由也。津島直の処。ふ云
る如く。依を。八重事代主神も。ま。石門別命。此御塔よ
坐て。其也上。王主命の御名を解る処。ふ云る如く。石門別命。御女二

柱坐て。一柱を許登能麻智比賣命。おを己く登魂命。此後
神ふて。兒屋根命の御母あり。一柱を天津羽く命。亦阿波
も阿波命とも阿波咩神とぬ申はおを八重事代主神の後神ふ坐る。其
は伊豆三嶋神社の坐玄賀茂郡ふ。阿波命神社坐まはを。
文徳天皇紀ふ。伊豆国阿波咩命と阿波。仁明天皇紀。承和七年の處。
此神此御託言ふ。三嶋大社本后と宣へゆ。即伊豆三嶋神
社のことあり。さて攝津国三嶋鴨神社を。事代主神も坐
おを。まよ此神を伊豆国に遷して。其やがて伊豆三嶋神
社も坐はこと。まよ阿波咩命の委き由を。第百三
十一段ふ注べし。此ふを唯あらましを云のみぞ。然まを
八重事代主神を。兒屋根命此御從母此夫ふおも坐はし
ける。此因縁ふとて。三嶋鴨神社を伊豆国に遷はし時ふ。

須久く神社ふ仕奉てし津嶋卜部の別て附添往らる
あらむ。三嶋鴨神社を伊豆国に遷はる時代のことも。
可はて當国コの卜部氏人此御紀ふ見ゑるを。まは文徳天
皇紀ふ。齊衡二年正月戊子。加卜部雄貞外從五位下。同三
年九月庚戌。宮主外從五位下卜部雄貞神祇少祐正六位
上卜部業基等賜姓占部宿禰。此を當時まで卜部と書て
宿禰の加婆祿を天安元年正月丙午。正六位上占部宿禰
業基授外從五位下。印本業基字の旁に麻呂一本とあり。同二年三月己巳。外
從五位下卜部宿禰業基爲神祇權大祐。四月辛丑是日。宮
主外從五位下占部宿禰雄貞卒。雄貞者龜策之倫也。兄弟

尤長此術。兄弟とて業基と二人を帝在東宮時爲宮主。踐
祚之日爲大宮主。日辻補内宮主也。と云て其例を多く記
しまし凡御讓位之日仰宮主事代被召仰之例也。とも
あり。ちて東宮の宮主を坊宮主と稱ふとしも同書に見
えと。齊衡二年正月。敘外從五位下。上引る文と合也。雄貞本姓ト
部。齊衡三年改姓。占部宿禰。此も上引る文と合り。但し
年改。占部賜宿禰。性嗜飲酒。遂沉湎卒。時年卅八。印本小卅
尸といふ義あり。誤あり。今古寫本二本小依ま也。七月丙子是日。神祇權大祐外從五位下。
占部宿禰業基兼爲宮主。業基を印本小平麻呂と作れど。
誤あり。今古寫本三本小拠れり。と見え。清和天皇紀小。
貞觀八年二月十三日。外從五位下神祇權大祐ト部宿禰

眞雄爲參河權介。眞雄やがて業基あり。其由下よ云を見
部と作り。其是よ前よ占部と改ら。同十年正月七日。
外從五位下行參河權介ト部宿禰眞雄。授從五位下。と見
え。陽成天皇紀小。元慶五年十二月五日。尾張。因中嶋郡。從
五位下行丹波介ト部宿禰平麻呂卒。平麻呂やがて眞雄
平麻呂者伊豆因人也。幼而習龜卜之道。爲神祇官之ト部。
揚火灼龜決義疑多効。承和之初遣使聘唐。藤原朝臣常嗣
小野朝臣篁を唐小遣さ。平麻呂以善ト術備於使部。使還
之後爲神祇大史。ト術此尤とる小依て遣唐使の從部と
して備られとるあり。其遠因へ遣はし給ふ御使ふし
る。殊は神の冥助を乞ふる例あり。れバ必ト部をも

屬られとるお依へしちて使部七職貞令神祇官の雜嘉
任卜部二十人とある次は使部三十人とある是あり
祥三年轉少祐齊衡四年授外從五位下天安元年正月正
六位上占部宿祿業基授外從五位下天安元年三月外從
へ也其七齊衡四年やぐて天安元年あり天安二年三月外從
年拜權大祐兼爲宮主五位下占部宿祿業基兼爲宮主と
あるふ貞觀八年遷參河權介十年授從五位下此も上は
符也貞觀八年二月外從五位下神祇權大祐卜部宿祿眞雄
爲參河權介同十年正月卜部眞雄授從五位下とあるふ
符也累歷備後丹波介卒年七十五御紀も參河介も爲さ
也備後介丹波介も爲さ見あるを合せて考ふるふ平麻呂
もし事を漏されたり也

占部雄貞と兄弟ふて共ふもと伊豆圀此卜部氏人あり
雄貞を伊豆圀人と云事を見えざれども平麻呂を伊始
豆圀人とあれむ雄貞も當圀の人あること知べし

卜部業基といひし時占部宿禰姓を賜は也其後名を眞
雄と改免後ふ平麻呂と改免貞觀十四年の太政官符ふ
宿祿平麻呂とあり此占字をばと卜部と復し改免られ
頃たりや改られむ
あるれ也此事御紀然るを紀ふ其時これ名をもて記さ
まよ依ぐ故了別人の如く聞えて紛らはしく聞ゆれど
め右れ如く徴し考ふると死を同人あると更ふ疑あ
く雄貞と腹自ふて平麻呂は兄お依事も天安二年も雄
貞の卒れる下の傳ふ雄貞者龜策之倫也兄弟尤長此術
云く卒時年卅八と見え平麻呂の卒れるは元慶五年ふ
て卒年七十五とあるむ雄貞よ也齒四長ま依よて灼し

然る小彼二人姓を賜ると記。雄貞と正官位の劣れる
事は。按ふ。伊豆国より出て仕奉れる事。雄貞と正を
後れとゆひむ。故ふもや有らむ。何まよも。平麻呂雄貞は。
兄弟あるはく。はと平麻呂此傳ふ。平麻呂者伊豆国人也。
とあれど。雄貞も伊豆国人もて。素とめ其国の十部此氏
人亦協ぐ。其父祖父あどを知はらふ。本を津国をゆ
分派とる。十部もて。雷大臣命此裔あるまは。疑おきも
此亦正。然依を国史も。伊豆国人也とあるのみを取て決
もあまど。其を一偏れ説あり。まよ世も。係系図書ども
治麻呂の第三男。正棟の子あり。由記せる。有れど。紀
小伊豆国人也とある。合む。殊も正棟と云なる人。

中臣系図も依て考ふる。従六位上内舍人あ正し。後
正。出家して法名を壹演といひ。貞觀七年九月三日。權僧
滅。謚曰慈濟。六十五とあり。然れど。延暦二十二年の生
正。平麻呂を此人の子と爲ると記す。五歳の時。此子と
も有れど。中臣系図も。智治麻呂の子五人あれど。平麻呂
と云をかく。殊も智治麻呂の子あり。む。紀も伊豆国
人也と記さる。べ。事。符。外。も。彼。此。傷。り。作。れ。る。
系図の多う。ま。事。實。符。を。さ。る。事。多。し。熟。く。辨。ふ。は。
き。も。此。あ。り。彼。家。も。傳。ら。る。真。の。系。図。を。か。あ。ら。せ。世。ふ。
方。郡。も。吉。田。村。を。云。有。て。平。麻。呂。此。出。所。あり。と。云。傳。ふ。と。
云。り。ま。と。同。書。も。工。藤。祐。經。が。家。人。鹿。島。竹。五。と。云。者。の。姨。
母。伊。豆。の。吉。田。と。云。処。に。在。と。云。へ。り。但。し。此。を。古。書。を。引。
正。と。見。ゆ。何。あ。ら。む。ま。と。文。化。八。年。も。八。丈。島。人。服。部。義。高。
を。云。が。著。せ。る。もの。小。彼。島。も。十。部。と。稱。る。もの。有。て。神。事。
小。預。め。る。由。を。記。せ。り。此。を。猶。と。く。尋。ぬ。べ。し。扱。貞。觀。十。四。
年。の。太。政。官。符。も。平。野。神。社。預。從。五。位。下。十。部。宿。祿。平。麻。呂
と。何。正。然。ま。バ。今。の。平。野。家。を。平。麻。呂。の。正。統。と。正。也。其。

伯家記神祇官年中行事朝野群載志不也謀計記辨
ト抄付録之や久く吉田勘文名法要集十四卷系図三
十卷系図あどを ちて雄貞此後也早く絶たて見えて聞
見て徴去はし ちて雄貞此後也早く絶たて見えて聞
えざるを平麻呂此後也中頃までも三四家ばかり有
しと聞えて康安二年ふト部宿禰兼豊の記せる宮主口
傳抄を云物小今の吉田家此外多同姓此人名見え
る也。それこ兼字を名ふ負るを思ふ平麻呂の末此
分派とりとを知らまより其を彼家ふて兼字を於
ぬること平麻呂の子豊宗の子好眞の子兼延と云し
人より代々負ていへる通字とをまゆかくて口傳抄
ふ兼雄兼継兼文兼前兼淳兼頭兼尚兼國兼盛兼濟兼經
兼憲兼頼兼頭兼佐兼世兼方兼澄兼貫あど見とる吉
田の代系ふかくまよ差笏先く有達失云く文保度主基
小使兼彦宿禰先指笏之処不差得之適差出之処落畢其
時子息兼負寄取云くまよ宮主代兼高宿禰宮主兼貫幼
少之間所相語也まよ兼負兼前等宿禰故障之時兼豊相

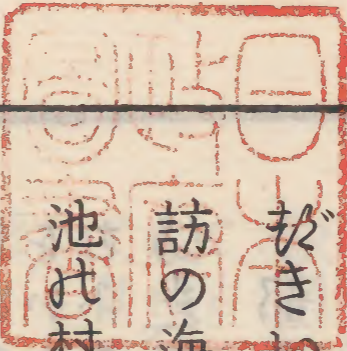
替宮主令參行云くまよ大祀違乱周章之間兼豊于時勤
宮主代並主基大使相談兼彦兼負等宿禰云くまよ募例
事役兼前宿禰申沙汰之間云く以他縁令掠申令超越兼
繁畢以血如洗血兼豊為猶子之間歎申入後日賜同日位
階畢あどを思合せて同派の多在しさまを知べし
此中ふ兼方と云るを同書ふ兼方宿禰記と云字引とる
よ弘安永仁正安の頃此事見とるを思ふよ釈日本紀の
撰者あるべく所思也此人の名釈紀ふ始ふよト部宿禰
懐賢とあまど本文よ何処も兼方と此み有正因よ云
釈紀の奥書よ大常卿ト部朝臣兼永也何るを正安三年
と云るを思ふよ兼方の子あどふや然るよ加婆泥を朝
臣や署るは後人此所為あり其由下よ云字思ひ合せて
悟るかくて兼豊は平麻呂十六世孫ふて今此吉田ト部
此祖あまども當時氏上あてしとは見え也。其口傳抄
者依為朝家之重職超越父兄上首勤悠紀大使氏上者勤
主基大使也云く近則文和三年大祀下総守兼継宿禰雖
相當其仁龜ト部中絶之間兼豊猶子兼繁勤仕畢といへ
る状まよ上よ引る文等をもく見通して思ひ辨はし

志かまむ外の家くは漸く衰了て。今の吉田家のみ盛
ふ成れりし故ふ。これ抄のら。平麻呂は正統に如くあり
來ふにむ。かゝる事古も今も例多う事あり。ちて此氏に加婆泥を。御
紀に賜宿禰と見えて。上引る如くお依を。古書ども此
奥書ふ。此氏人の名に多く見えぬ。唯は十部某を書
依ぐ多加る中ふ。十部朝臣某と書るもあらず。就て。朝臣
を賜へるからむと所思もまじ。其事古書に見えぬ。故考
ふ依ふ。此を平麻呂十九世孫兼俱と記し。此事はあむ有ら
依。其在宮主口傳抄に撰者。十部兼豊と云む。平麻呂十六
世孫あるが。其書ふ。代々の祖に此名。同氏人の名をも多

く擧と依ふ。何をも十部宿禰某と記し。自に名をも。十部
宿禰と奥書ふ書に。はと此書ふ。兼豊の曾孫兼富の書加
とる文二所ふ有て。一所在。現應元年六月の文。一 宮主正
六位上。十部宿禰兼富と記せり。然るは同書御體御に
奏書書様の處に。年號月日に下ふ。宮主位官十部宿禰某。
宿禰を一本。小朝臣とあるに。下ある兼致の書入よをり
て。後人此替とるあり。其は此書を記せる兼豊に。宿禰の
尸ある故に。宿禰と書て。後子孫の徒も。あらず書べ
き由を教と依書ふ。尸を達へて書べき由あらぬや。中臣
位官大中臣朝臣某と署べき由を記し。おに依處ふ。兼俱
の子。兼致と云る人此書加とる文あり。其文に。此年號月
日。下當家く嫡父子書之。宮主並中臣之輩不載之。去明應

元年十二月、奏書家君竝予位署載之予嚴訓如此件位署
如此書之年號月日從五位上行權大副兼侍從。卜部朝臣
兼致長上從二位行權大副兼侍從。卜部朝臣兼俱と記せ
也。此位署の權大副の上は神祇てふこと無て通え
家君と兼俱かまむ卜部氏の尸を朝臣と稱ふは、
此兼俱の始とる事あること灼し。熟く文義を心
を古格を改むる事れまば朝臣の加婆泥を賜ひての事
をらむるに必其事を記さるべき家君嚴訓と此み云
て其事を言さば私を抑加婆泥を改むる事は姓の尊
卑ふかくる御政事此本ある故小詔命れらてを得爲ま
じき御定あゆみ。彼人の私も此せられしは謂ある事

ふや。故吉田卜部の人の兼俱、御より前ある人、朝臣の
尸を署せるに悉後人此所為ある事を知べし。口傳
抄の奥書に兼致と云人をも卜部朝臣とあるに後人の
にざあり其に此人は上を奉とる兼富の先代あるも此
をいりて朝臣と稱べき此人朝臣を賜たりとら
むふに其子兼富の宿祿と署べき由あらぬや。其はと
はま。古を四圍に卜部のいを多在しを漸く絶て伊豆
卜部の一派ある。此家此み残して今小神祇官に任され
て神事此宗源とほゆ卜部を職とせられ龜卜長上ま
宮主をも兼らゆ事はいをも貴死事小こそ。職員令
卜部二十人とある下小長上約在其中と見え室龜六年
五月十九日格簡定卜部等中推ト尤長二人以任長上
永為恒例也と見ゆ然るを俗に神道者あぞ云徒の彼家
を神道長上といひ神祇長上あども云を卜部長上と云
字思ひ謬れるあるべし神祇長上と云こと正しき古書
小見さまどぬもし申さば神祇伯小任さる御家をこ



そ申さば、此を何事も正しき故実をあらぬ下さまの説
 こそいと慨いとけれ、此誣言の彼ト部家お聞えとらほし
 うば然こそ心苦く思いるべし、戒人あらも眞の道をと
 ぞらむと為したるを、うあらば名を正しくせむと云ふも、此
 を況て彼徒も、神道を正しく直き字本と、二人一の、大室の、大平の
 けあど云ふ、常のをし、牙語をあらまやも、三人一の、大室の、大平の

○門人樋口光信前澤万重等いふ、此の十三は卷を、花細に

櫻形木と形をらせて、同じはあびけ友がき小筆のいと

たきいふたうせじと勤めたいふ、眞篤列る信濃に因て誣

訪の海より流れ出る、天に中川や下りて、伊那郡の野

池に村小、代り村をら免れる、大平久傳。

此の、大室の、大平の、伊那郡、野、池、村、小、代、り、村、を、ら、免、れ、る、大、平、久、傳、。

